

## 委員会録

- 名 称 予算特別委員会（２日目）
- 日 時 平成３０年３月１３日午前９時３０分から至午後４時３４分
- 場 所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田 泰正 副委員長 竹内きみ代  
委員 ７名 欠席 １名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 岡田 勇（欠席） 副議長 岡田 泰正  
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 今西 靖

## 平成30年度和東町予算特別委員会

○委員長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。昨日12日に引き続き予算特別委員会を開きます。

岡田勇委員から欠席の届けが出ています。

引き続きまして質疑を開きます。

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

質問させていただきます。まず有機というか特に生ごみとか、こちらのほうのごみ関係のほうで質問させていただきたいと思います。

下水道のほうですけど、下水のほうの10ページのほう、汚泥処理運搬委託料、それと493万4,000円ということですけど、これについてご説明願います。どういう処理をこれは大谷と思うんですけど。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

下水道特別会計の10ページ、汚水処理運搬委託料493万4,000円ということでご質問を受けておりますけども、これにつきましては浄化センターの汚泥の処理でございます。汚泥処理をした水につきましては和東川に放流しまして、残った汚泥を専門業者に処理していただくために、施設から専門処理施設に運ぶ運搬の委託でございます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

下水道の浄化センターですね。それはどちらのほうに運ばれて、どのように処理されてるわけでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えします。

この部分につきましては専門業者が運びまして、埋め立てとか、そういうところの処理に使っております。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

ということは汚泥の、それは固まったやつを持っていくということですか。どういう状態で運搬するわけですか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

汚泥につきましては生活雑排水、それから汚物が一緒に流れてきます。それを浄化センターで浄化処理をします。浄化処理した後に残った汚物を今度は絞り出しまして、絞った固形にしたものを運搬し、一旦一定の処理を行った上で埋め立て等の処理をするということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

というのは、まだ完全に硬化してないということですね。

それからもう1つのほうなんですけども、合併浄化槽のほうの汚泥ですね。これは

大谷処理場のほうへ持って行って処理する、農村のほうですね、されてるわけでしょうか。その点について。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

合併浄化槽につきましても汚泥につきましてもは専門業者、何社かそういった合併浄化槽を清掃する業者さんにですね、個人的にお願いされまして、その業者がバキュームカーと言うんですか、くみ取りまして、大谷処理場等に搬入してるというような状況でございます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

そしたら、それはどのような処理になってるんですか。大谷処理場における処理の仕方ですけど。処理としたらどのように。

だからしておられる方がね、大谷処理場の処理の内容ですね。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

私のほうでわかる範囲で。わからないところについては、農村振興課長のほうにお願いしたいと思っておりますけども、抜本的に下水道処理につきましてもは下水道処理施設で一旦処理をします。その後、その処理を今度は脱水したものを固形にして運び出します。これは後、専門業者のほうで埋め立て等の処理場に持っていくということになります。浄化槽については、そのまま水分のままで大谷処理場へ行きますので、そこについては大谷処理場で同じような処理をしているというように私は判断しております。

す。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

ということは脱水して固形化して、一応基本としては埋め立てということになるんですか。昔はセメントにするとか、そういうあれはないんでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

うちの施設では、そこまでの処理能力は持っておりませんので、その後は専門業者のほうにお願いしているということになります。施設によりますと固形にし、れんがにするとかという加工をしているところもございますけども、うちの施設にはそういう施設じゃございませんので、脱水した状態で運び出すということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

大谷処理場も最終のあれじゃなくて、専門業者にそこから任すということですね。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

和束町の浄化センターの処理につきましてはそのとおりでございます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

合併のほうの処理なんですけど、それは大谷に持っていくわけですね。専門業者がね。それで、そこで処理して、それでそれを埋め立てという格好になるわけですか。そうですね。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

先ほど建設事業課長が言いましたように、合併浄化槽の汚泥につきましては水分を含んだ状態、そのまま下にたまった状態の物をバキュームカーでくみ上げまして、大谷処理施設のほうに持ち込みまして、先ほど和東町でもやっているような形の中で浄化処理した後、大谷処理場から搬出されているということでございまして、水分を持ったまま大谷処理場に入っております。ですから一般のくみ取りと同じような形、あくまで固形物はちょっとまざってます。たくさんまざってるかわかりませんが、普通のくみ取りと同じような形でバキュームカーで運び込んでという状態でございます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

なぜこういうことをいろいろお聞きしたかといいますと、東部の施設のほうが、ぼちぼちというか期限を迎えるもので、次の段階も当然考慮ということも必要になってきますんですけど、その一策として、やっぱりこういう汚泥にしても、やはり資源でするので、これは投棄するとか廃棄するとかいうのは、やっぱり資源の無駄、無駄にほかしていることになります。それでこういういろんな生ごみも含めまして、それは汚泥ですよ、こういったものを処理する施設として、そういう循環施設というのがありまして、これは福岡県の大木町あたりでやられてる施設が有名なんですけど、そこ

ですとやっぱり生ごみだけじゃなく、生ごみももちろん持ってきて有効化できるし、そこへ汚泥も一緒に含めて循環する、それもやっぱり微生物処理なんですけどね、それは熱源も利用できますし、あと液肥ができるんです。それと、あと発電設備もありますので、だからそういう循環の施設を念頭に置きまして進めてはいかがかなという思いがありますので、これは向こうというか大木町の施設は全国から皆さん年間3,500人ぐらいの方が見学に来られるという有名な施設なんですけど、こういう焼却せずに燃やさずに、有効な資源ですから生ごみでも本来燃やすべきものでもないもので、こういうのも次の段階として考えてはいかがと思う、思いがあるんですけど。

それで生ごみのほうなんですけど、やはり業者委託というのも有力な選択肢になりますんですけども、やはりなるべく少なくするということが経費節減にもつながりますので、ぜひ町のほうでも進めていただきたいと思ひまして、これまで堆肥化のコンポストであるとか、そういうことをされてきたわけなんですけども、やはり根本は、たくさん集めて処理をしようというのではなくて、やはり自分でできる、各家庭とか、各自が処理できる分については、その生ごみについてもなるべく処理してもらおうと、それからできない分については各区でいきなる収集するのではなくて、各区のほうでもっと対応してもらおうと。その際、区のほうで対応といっても非常に、皆役員とかそういう役を嫌う人も結構多いですからね、手間がかかるとか何とか言って。だから各区に報奨金というか、減らしてくれと、減らしてもらったら褒賞を出すと、そういう格好ですね。人員が要るのだったらそれを人件費をちよつともとうかと、そういう格好で、やはり区のほうである程度生ごみというのは抑えると、なるべく町の収集を減らすように持っていくという、そういうほうがいいんじゃないかと思うんですけども、これに関してどうですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

藤井委員からいただきました質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今ご提案をいただきましたように、もう全て処分するよりも、なるべく有効利用する。いわゆるごみについても再利用とか、そういうほう。それとまた処分するにしても地元区とかそういったところでやればいいんじゃないかなど、こういう提案もいただいております、確かにこれからのごみのあり方の問題については、そういった方向で検討していかなければならないと思っております。

現在、和東町でやっておりますのは、これは原山区と一部のところですが、有機にしようということで、組単位、組ですね、そういう試験的にやっている。それを区単位の広げてやるというのも1つの方法だと思います。そういうのも大事なことで思っております。

今後ごみのあり方という意味で、検討していくべきかと思っております。あと、広域連合のほうでも、いわゆるごみのあり方検討委員会ということで、これは生ごみの処理なんです、いわゆる20年で協定が切れるものですから、後どうするかという検討をいただいております。その中はその範囲でとどまっておりますが、もう少し広く考えて、ごみというものをどう考えていくかということは大事だと思っております。

今、生ごみで話をさせていただきますと、50%が水分というのが言われておりますので、今石寺が区を挙げて水切りに力を入れていただいております。そういうことで、これも水をきちっと切るということを各家庭に普及するというのも大事なことで思っております。これも今後の環境行政において、非常に重要なことで思っております。

今和東町が抱えております、生ごみあわせていわゆる下水道の処理も話がありました。下水道については広域環境下水道という、今やっている下水については、し尿処理の浄化センターですので、これ浄化までしかできていません。そしてそれを今ありましたように、ある程度浄化した残りを固定化して、そして搬出しておると。搬出に



については主に大阪湾とかがあるんですが、そうやってまた再利用という面もありますけども、これも大きな課題だと思っておりますが、現在は専門業者に委託というのが今答弁になっております。

それと合併浄化槽というのも、これはご案内のとおり和東町へ入ってくる業者が、指定をされて入ってこられる業者は、それぞれ各家庭では1年に1遍掃除してもらおうとか、いろいろしていただいております。そのときには、あのバキュームカーみたいなものを持ってきて、吸い上げてきれいにしたものを先ほどの価値の話じゃないですけども、その水分を含んだまま大谷処理場、あそこで大谷処理場で今、し尿センターみたいに浄化をして、そして後固定化して、そしてあそこはまだそこから焼却処分をして、そして搬出してる。いわゆる大阪湾へ搬出、こういう状況であります。

それでこれをとにかく今藤井議員から質問ありますように、焼却という処分とかも最終再利用というような話に、そういうところになっておりますから、これから先、いわゆるごみのあり方ということが、そういう資源としてどうしようと、それは先ほどありましたように、いろいろ生ごみで京都市は、これで電力発電してますし、そしてれんがをやっておりますし、いろいろ今はありました。そういう大きい市は施設、大阪市なんかは施設を持っておりますね、れんがをすると。せやから渡すのはそんなとこまで行きません。もう浄化だけで納まっていますので、ちょっと分離していますが、今後、広域という段階では、そういう話になろうかと思えます。これから先、ごみのあり方をどうしていくべきかというときには、今申された話を十分参考にさせてもらって進めていくべきだと思っております。

今ご質問ありましたように、区でやって報償費払ってでも、どうなんだというときには、コンポストの普及だとか、ましてや合同で組単位でやるとか、そういつて区で、囑託で雇っていただいた方の人件費をどう見るかとか、そういう議論がこれからいろいろ起こってくるだろうと思っておりますが、そういう意味で発展すれば、ごみのあり方とか1つの道が開けるのかなと思っております。参考にさせていただきまして、

これからの環境行政に進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導なりご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

水切りに関しましては、こういうざるですね。こういう水切りのついたざるがあるんです。それを活用していただければ水切りもきちっとできると思うんです。その辺ご検討のほう、よろしくお願いします。

その次に、ふるさと納税についてちょっとお尋ねしたいんですけど、今ふるさと納税、総務省のほうもかなり力を入れておまして、また新たなプロジェクトというか組まれましたので、ふるさと起業家支援プロジェクトというんですけども、そういうの、もし資料があればどうですか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

ふるさと納税の関係でございますけれども、今藤井委員がご質問いただきました、ふるさと起業の応援の関係でございますけれども、ちょっとあいにく、詳しいところまでは承知しておらないというのが現状でございます。ただ従来の形の納税に対する物品による返礼品ということから、さらにその地域を応援していくということで、クラウドファンディング的な形で、こういった事業に使うので、ふるさと納税していただきたいという形で募集しておる自治体もふえてきておるとというのが現状でございます。

本町におきましては、まだまだそこまで到達していないというのが現状ではござい

ます。そういった全国的な動向を見きわめまして、また研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

これ、ことし、2017年ですかね、まだ10月ごろにできたあれらしいんですけど、要するにクラウドファンディング的に、こういう事業をやってますと、自治体のほうでこういう事業をやってますと、それで、それからまたこういう起業家の方の内容に、こういう事業をやりたいというようなことで、返礼品ですね、物じゃなくて事業ですね、そういったものを挙げてきて、そしてその事業に対して納税を募集して、納税のあったものについて支援するということなんですけど、そのときに国のほうから支援金と起業家に対する支援金の同額が出るという仕組みらしい、同額それ以下の、それ以下というか同額とその支援金を超えない程度のプロジェクト、支援金が出ると、そういう仕組みらしいんですけどね。

言いたいのは町の財源を見ましても、やはり義務的経費とかいうのを相当な割合を占めてますし、經常経費の中でも80とかぐらいの、皆どこでも結構大きいんですけど、とにかく建設事業費なんか7.8というふうになってまして、だからこれ、やはり投資に回すようなものが物すごく少ないという状況なんで、やはり財源として充てられるのは、そう変化という、つけられないわけですよ、税金にしても。これもう後からも国からもらえる交付税云々かんぬんにしても、だからこれ自主財源は本当に乏しいわけですから、やはりこの一発当てればと言うとちょっとあれですけど、やっぱりここらでもうちょっと力を入れてもらって、やはり億単位で、うまくいけば集まるわけですから、やはり今までのところ幾ら、100万もないぐらいですよ、去年は幾らなりましたかね、昨年度。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

藤井委員、ご質問にございました最初のご質問はクラウドファンディング的な募集ということになります。今ご質問いただきました企業版のふるさと納税のご質問だったと思います。これにつきましては地方公共団体が地域再生計画を作成して、内閣総理大臣の認定を受けた場合に当該計画に記載された寄附を行った企業について課税の特例措置とか等を講ずるといふ、そういった内容でございまして、ちょっとなかなかハードルが高いなというようなこととございます。今ご質問ございましたように、このふるさと納税につきましては、やはり貴重な自主財源になるというのは重々承知しておるところでございます。本町におきましては、返礼品の改善等、30年度におきましてはクレジット納付も可能になるように、今進めておるところでございます。ただ、納税額につきましては、平成27年度が110万6,000円とございまして、平成28年度が98万円、29年度2月現在で66万7,000円ということで、100万に満たないというような現状でございます。

これにつきましては、やはりクレジット納付等、あと専用サイトを利用していないというのも大きな要因の1つかなというようには思っておるところでございます。

この点につきましては30年度で一定改善できるということとっております。ただ、自治体によっては、やはり何千万円、何億円という形で納税があるというのは承知しておるところでございますけれども、それにつきましては、やはり返礼品が海産物等、肉等、そういった物が主になっておるといふこととございます。それが本来のふるさと納税の趣旨にかなうものかどうかという物もございます。本町におきましては、やはり町の基幹産業でございますお茶、これを中心とした形で返礼品を送らせていただいて、和東町をPRしておるといふのをベースにもっておるわけとございます。

ので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

先ほどのあれですけど、起業家というのは、会社の企業と違って起業ですよ。組織でね、会社をつくる人という意味の起業です。その人に対して支援ですね、ふるさと納税を支援する場合に、それと同額が国からも補填されるというね、そういうあれなんです。ちょっと、お間違ひのようですので。

やっぱり返礼品の数をふやしたら、とにかく肉とか海産物、肉はあるかわからん、海産物はちょっと無理ですけどね、とにかくふやせば納税がふえると、大体そういう定説になってますので、とにかく商工会、やはりいろいろ団体がありますわ、自分の自慢の一品いろいろありますんでね、そういうなんが種類をふやせば、それを興味持ってくれる人がいますんで、お茶だけ、もちろん重要なあれなんですけども、それだけでなしに、ほかのさまざまな物をやはり商工会あたりに尋ねてもらってタイアップして、最低でも50、100ぐらいは出していただいて、してもらったら、専用のサイトを設けてね、納税がふえると思ひます。1つよろしくお願ひします。その点はいかがですか。ちょっと結論を。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

起業版のふるさと納税の関係につきましては、ちょっと勘違ひしておりました申しわけございませんでした。

その制度につきましてはクラウドファンディング的に、この事業を行うので協力

をお願いしたいという形で納税していただくということと認識しております。さらに研究を進めてまいりたいと思います。

それと返礼品の品数でございますけれども、現在は先ほど申しあげましたように、お茶を中心とした返礼品という形で進んでおるわけでございますけれども、先ほど申しあげましたように30年度でふるさと納税の専用サイトを活用させていただくということとしております。その際には和東町内に事業所を置かれる方等から公募等を行って、ふるさと自慢の一品を登録していただくように考えておるといところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

公募は結構と思います。とにかく数をふやしていただくということをお願いしておきます。

あともう1点ですけど、予算に関する説明書の92ページですけど、地域防災計画の見直し、業務委託ということですね、これについてちょっとご説明願いますか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

地域防災計画の見直しでございますけれども、本町の地域防災計画につきましては平成27年5月に和東町の防災会議を開かせていただいて、その計画を発行したというわけでございます。27年の5月ということでございますので、それ以降現在まで、さまざまな法律の改正等がございました。その間、京都府の地域防災計画の見直し等も行われたということでございます。そういった内容を踏まえまして、一定現行の地

域防災計画の内容の見直しを図っていくということで、やはりこれにつきましては職員でできるには、かなり無理があるということで、やはり専門的なノウハウを持った業者に委託するという形で今回、この委託料という形で挙げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

災害の種類なんですけど、台風とか水害、地震ですね、これはもちろん入ってると思うんですけど、あと今、原発災害について、ここらはもちろん距離は90キロ、100キロと離れてるんですけども、何かあってもすぐに避難しろということもないと思うんですけども、やはりお茶という基幹産業を抱えてますので、何かあれば真っ先に被害を受けるという心配もでございます。

それと北朝鮮情勢ですね、すぐにミサイルが飛んできてどうこうと、あるかないかわからないんですけども、一応これも想定内のことだと思います。木津川市のほうで、そういうミサイル着弾というか、それを想定した会議を開かれたということも聞いてます。東北とかあの辺だったら、実際にヘルメットをかぶって子供たちが机の下に避難したと、そういう訓練もされたということも聞いてます。これについても見直しの中に入るのかどうなのかということです。それについてはどうですか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

ご質問ございました原子力災害でございます。現行の地域防災計画には具体的にはうたっていないというのが現状でございます。

平成29年6月でございますか、原子力規制庁が原子力災害対策指針における原子力災害対策の考え方についてというものを発表したわけでございます。ご案内のとおり予防的防護措置につきましては原発立地から5キロ圏内、PAZといわれるところと、30キロ圏内のUPZといわれるところがございます。UPZ外でもその状況に応じて対策を講じるという形で指針が変更されたわけでございます。

本町におきましては一番近い原発から100キロほど離れておるということでございます。そういった中でもやはり一定の、UPZ外ではございますけれども、深刻な事態の発生を仮定するという形で、一定地域防災計画に盛り込んでいかなければならないという認識をもっておるところでございますので、それを進めてまいりたいと思っておるところでございます。

それと、いわゆる北朝鮮情勢の関係でございますけれども、これにつきましては本町別の計画で、和東町の国民保護計画というのを持っておるわけでございます。ただ、この国民保護計画につきましても見直しができていないというのが現状でございます。

この国民保護計画の中におきまして、一定その対策をこの地域防災計画に倣うと言いますか、そういう対策は地域防災計画に準じるという、そういった形で計画が策定されておるということもございますので、そういった国民保護に係る部分につきましても、やはり地域防災計画の改定が重要ではないかなという認識を持っておるところでございます。

いずれにいたしましても、現状に適した地域防災計画に見直していくという方針で考えておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

今、シェルターですね、あれが何か、個人のシェルターがはやっているというか、売れてると聞いたんですけど、自治体なんかで地下シェルターあたりを装備していると



いうか、そういうところはあるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

ご質問ございましたシェルターにつきましては、ミサイルを想定したシェルターという形でお答えさせていただきますけれども、現在そういった建物は本町にもございませんし、それに対する助成とか、そういったものもございません。また計画も今のところ持っておらないというところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

いずれにしましても、災害というのはどういう形で思わぬところから、どの程度のものが降りかかってくるかわかりませんので、万全の上にも万全を期して、決して想定外だったということがないように、なるべくご尽力いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

それではきのうの質疑の中で、ほかの委員が言われたことと重なる部分もあるかもしれませんが、まず84ページの一般会計です。いわゆる観光関係です。まず課長にお聞きしますが、きのう触れられておりました多文化情報発信インバウンド観光事業委託料460万というのがありますけれども、これの積算根拠を説明いただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

具体的にいくと300万円程度の人件費と、あとその他海外、例えば行き帰りの旅費であったり、例えばそのファームトリップであったり、そういった海外のインバウンド、観光客に発信力あるところへの働きかけ等の費用として計上しております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

今の答弁を聞きましても、きのう言われましたよね、みずから。大変曖昧だというふうに言われてましたよね。私大変、きのうの答弁を聞いてて、なぜこれが予算化されたのかわからなかったんです。では460万という今回の中でもかなり大きい額ですよ、これ。この460万、半分は委員会の資料を見たら半分は町の一般財源になってましたけど、これだけの460万もの財源を伴う事業を行うのに、きのう課長はどう言われましたか。そのいわゆる具体目的とか内容を聞かれたときに、ほとんどともに答えてないわけですよ。いわゆる、みずから大変曖昧で申しわけありませんがとかね、それでとどのつまりこれから考えると、それで活性化に委託すると。そこで考えてもらうというふうに答弁されました。

私このような事業は削除されるべきだと思います。何のために、その460万も使ってこんなことがされるのかということは大変理解できません。

町長にお伺いしますが、なぜこのような、課長みずからが目的も内容も曖昧で申しわけありませんというような内容の事業を採用できたんですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

今和東町のまちづくりの中では、いわゆるなりわいの観光を生かして交流とか大きい前提で、大きな前提条件の基本目標を立ててまちづくりを進めております。

そういう中での1つとしてインバウンド観光というのが非常に今日、大きな大事ないわゆる分野にもなっておりまして。そうした事業というのは町直接ではなかなか事業ができ得ない面があります。そうやって町に対してはやったとしたって、人件費の補助はつかないわけでありまして。だから和東町は幸いそうしたことにおいて、財団法人の活性化センターを持ってあります。そういったところで、その業務を委託する。本来なら町でやっていかなきゃならない問題ですけども、人件費等の補助金等はつかない。しかし国の中にはそういう補助金といいますか、交付制度の中には、やっぱりそういう活動に対しての補助制度というのがあるわけですから、それを積極的に活用して、そして今言いました、答弁させていただきましたように、インバウンド観光とか、そういう中の事業に取り組んでいく、それを活性化センターに委託する。当然活性化センターでは人件費も含み、そして行動、そういう事業費も含み、そうやって、ほかの積極的にはパンフレット等、事業費も含むと。こういう事業を想定して組み立てているわけです。

現に今、活性化センターでやっている事業を補助適応事業にしていくと、こういうことをご理解いただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

大変無責任な答弁だと思うんですね。いわゆるインバウンドといえど何でも国は金を出してくれると。要は町としてやれば人件費を出してもらえないから、インバウン

ドやりますというふうに国に申請すればお金が出てくると。ただそれだけの話だと思うんです。

それで、いわゆるきのう言われたようにお金だけ取っというて、後は活性化に丸投げして、後はやってくださいと。インバウンドだったら何でも結構ですと。そういう事業にしか思えないんですよね。大変そういう、460万で大きいですよ。いわゆるきのう工業コースの関係で、高校生の通学補助の関係言いましたよね。あれだったら460万もあつたら十分できますよ。何が困難ですか、すぐできるじゃないですか。そういう言ったら説明もまともにできないようなことに、町も230万も出せる。全体460万ものお金を計上できると。予算委員会というこういう場で、それは一体どういう目的で、どういう内容ですかと聞かれてまともに答えられない。こんな事業をなぜ町長がお認めになったのかというのが大変理解できないと思うんですね。ですからこういうものは、私はそういう全く説明できない事業というものは、やっぱり削除されるべきだと思うんです。その辺ちょっと思うんですよね。

それと、その辺どうですか、全くそのきのうの課長の説明で、町長はこの460万をやっていけるとお思いなんですか。削除すべきじゃないですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

今和東町の大事なまちづくりの中でも、先ほど申し上げましたように財団法人活性化センターの位置づけ、事業活動というのは非常にまちの中で大きな分野を占めております。これはもう岡本議員もご案内のとおりだというように思っております。

そういう中で活性化センターの大事な事業とは、もう皆さんも今までから、いわゆる公共施設の一部、運動公園の管理委託、それと和東荘の管理・運営、そして活性化事業としていろいろな取り組みをしております。

それもハウス栽培とか園芸、それともう1つは農泊、こういった事業を今皆進めているわけでありまして。修学旅行等の受け入れというのもこれ活性化センターの受け入れです。そしてそれを国内だけやなしに、現代和東町の茶業を世界に発信していこうという、大きな使命があるわけです。行政ではなかなか小回りがきかない、なじまない。そういったところの業務を今活性化センターが請け負ってやっているわけです。

これ活性化センターがそうしたインバウンド観光じゃなしに、それも含めて和東茶産業の発展、そして世界に和東町の発信、そういった事業をやっていく、そういう事業計画の中で採択して補助事業というのをつけていくわけ。そしてその事業を国に採択願を出して、そして国が認めて、その事業に対して補助金がついてくるものです。ここに曖昧だというよりも事業委託、細かく考えていくという中では、やっぱりこの事業の主体にお任せする面はあるかと思いますが、しかし事業の枠組み、いわゆる和東茶の世界発信、そして世界との交流、そしてインバウンド観光ということで受け入れ、こういったものが今和東町の活性化の骨組みになってるということをご理解いただいたときに、無駄だという形にはなりません。当然こういった中には今もありましたように、農家の方もそこへ積極的に参加されております。そういった今の、現にそういった事業を積極的に支援していくというのが大事だと、和東町にとってはそういう施策を重きにおいて、今、重きと言うんですか、1つの大きなまちづくりの柱として取り組んでおると、こういう観点から採択しているということですので1つご理解のほうよろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

町長の壮大な構想はわかりましたけれどもね、私が言ってるのは、そういうような事業に対して、きのう課長がどう言われたかと聞いてるんですよ。曖昧で申しわけありません。具体的にまともに答えられてない。これから考えます。こういうような事

業に460万ものお金をですよ、国のお金だと言ったって、これ全て税金ですよ。そういうものを今、町長はいろいろたいそうなことを言われたけども、全くそういう、いわゆる根拠も示せないような事業に460万も使うというのに大変私は理解できないということを言ってるんです。ですから、そういう壮大な構想は結構ですけども、そうならばちゃんとした説明ができるように、ちゃんとしておいていただきたいと思うんです。

それで今言われました、これもきのう出ておりましたけど、これも課長に確認したいんですけども、いわゆる教育観光の受け入れということできのう、来年度中学校で3校、高校で1校、800名規模で受け入れると、最大的には約300名規模で受け入れたいということでおかれておりました。

確認なんですけども、これはこういった何百人という規模の生徒さん、どういう形で受け入れられるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

これは農泊という農村宿泊体験という事業の中でやっておりまして、1軒につき大体3名の宿泊者というんですか、農家のほうに宿泊することになっております。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

ということは、300名来た場合は100軒必要だと思うんですけども、それは全て受け入れ体制は整ってるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

今、活性化センターが中心になって、また相楽東部未来づくりセンターもその連携により、今相楽東部の3町村で受け入れ家庭というものを募っているところでありまして、何とか年度内にその100軒というのを確保するべく今動いていると聞いております。現在の何軒かというのは今把握しておりません。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

私そういう事業そのものは別にやっていただいてもいいと思うんです。そういう都会の子供たちが和東みたいなこういう自然環境豊かなところに来て、いろんな経験いただくと、そういったことが子供たちの今後のいろんなことに対して、いろんな意味で、いい思い出つくりになるだろうと、そのことは別に何も言いません。

しかし修学旅行ですよ、基本的には。そういったものを受け入れると、しかも30人とか50人じゃなくって300人とか、それだけの規模で受け入れるといった場合に、もう決めてるわけでしょ。今決めてる時点で、まだそろってませんというようなこと聞いたことないですわ。もしこれ、例えばツアーとかで、普通そういった募集をする際に、まだ受け入れ先は決まっておりませんが、もどうぞなんて言うような、そういう観光ツアーなんて聞いたことがないです。いわゆるこの間、破綻したようなツアー会社がありましたよね。返金できないみたいな話があったところには、そういうところでは聞いたことがありますけども、こういう、いわゆる子供たちの一生の思い出になるような修学旅行を受け入れるといったような事業に対して現段階で、もう来られて決まってる段階で、まだ受け入れ先を探してますというような事業自体、無責任じゃないですか。その辺はどうなんですか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

この事業というものは町民の皆さんの協力を得ながらやるものでありまして、確かにそういう見方もできるかもしれませんが何でも何て言うんですか、例えば場合によっては今3名というのが基本になってますけども、そこも柔軟に対応できるとも思いますし、ある一定の、100件にないといってもそれに近い数字が今実は、実際集まると聞いておりまして、十分、100という数字がマストの数字じゃなくて、大体その、例えば1軒の受け入れ人数をふやせれば300名の対応可能かと思いますが、そういった形である一定、全く整ってないというわけじゃなくて、ある程度見込みが立ってるからこそ受け入れてるということであると思いますので、あくまでもこれは我々が主体的に動いてるわけじゃなくて、お願いして動いてます部分がありますので確定的なことは言えませんが、そういう300名だったら受け入れられるという見込みのもとでやってるものだと思いますので、決して無責任なことではないと思っております。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

そんなことは当たり前だと思うんですね。そんな受け入れ先も決まらずに、とにかく何とかなるだろうと思ってやっていますなんて、もしそんなことになればね、和東町は一体どういうことをやってるんだということになると思うんですよ。今、さっき初め、3人で受け入れますというのは、別にそれも、それこそ曖昧で結構ですと、4人でも5人でも6人でもね、受け入れられたら結構ですみたいなことを言われましたよね。これこそ大変無責任だと思うんですよね。受け入れる側としても、当初3人と聞いてて、でもちょっと受け入れれば100軒用意しようと思ったけども、80軒でしたと、あと20軒分どこで受け入れましょうといったときに、じゃあそこで2



人ふやしてくれますかとかね、いうふうになるんですか、そんなことが。だからそういう、とにかく何か、受け入れ先だけ決めてですよ、それで後から必死になって、そういう受け入れ先を探してると、実際、私もどうですかって言われましたよ。私は農家じゃありませんけどね。要は田舎の雰囲気さえ味わえたらいいんですというようなことで誘われましたよ。そんなもんですか、この和東町の進められてる教育観光というのは。私やはり、ただ単に、結果的に100軒埋まって、300人受け入れられてよかったで済む問題じゃないと思うんです。やっぱり質的なものが大変問われると思うんです。単に器だけ用意して、どうぞ泊まってくださいと、ここ田舎ですよと、空気もおいしいですよと、よかったですかみたいなね、そういうもんじゃないと思うんですよ。私、今話を聞いてても、その程度にしか思えないんです、はっきり言って。どういうつもりでされてるのかなと思ってるんです。それでね、さっき初めに言いましたけどもね、別にこのことそのもの、こういう事業そのものが悪いというのと違うんですよ。やるんだったら、普通はちゃんと受け入れが100軒調いましたと。それでそこに合う、キャパに合う、100軒確保しても、例えばその家だって、本当にそのとき都合があるかどうかわからないじゃないですか。今から例えば11月でしょ。今度埼玉の人が来るの。それでお茶の時期が終わって、次のときまで、11月といたらまだ大分ありますよね。そのときにどうなってるかわからないですよ。そういうことも含めて、例えば変更も含めて、キャンセルも含めて、ちょっと申しわけないけども、ほかのところで受けてくれへんかということは想定もされますよね。そのときに受け入れられるところがあるとかいう、そういう一定のちゃんとした責任持てるキャパをちゃんと用意した上で、どうぞというのが普通の考えだと思うんです。そういうことが全くないでしょ、今話で言えば。とにかく何とかなるんじゃないかというね、なるでしょう、というような考えのもとで、とにかくやりましょうと、いうのは、しかもこれね、一応やっぱり税金を使ってやってるわけですよ。これ民間がやってるのと違うんですよ。それで、町としてはね、活性化がやっていただいていますと、

それで詳しいことはわかりませんが、みたいなね、そういう無責任なことを平気で言うわけでしょ。来られる方は活性化だろうが町だろうが、和東町に来られるんですよ。そういうような責任を持った対応になってないと思うんですよ。こんなこと、例えばこれからことしそれだけ受け入れて、それをずっとやろうと思ってるわけでしょ。このような状況で継続できるんですか、課長。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

この農泊事業というのは修学旅行生側、学校側にしてみたら、そういう農家体験ということを都会では味わえないものを修学旅行の中で味わうことができるというメリットがありますし、この受け入れる地域にしましたら1回につき幾らという謝金というものもいただけるという意味で、経済的な効果もあるということで、かつその農家のすばらしさというのをわかっていただいて、将来的な例えば移住につながっていくとか田舎暮らしのよさがわかってもらうという、そういったお互いにとってのメリットがあるということで進めております。

例えば事前にしっかりと基盤を整えてというところは確かに意見としてはあると思うんですけども、我々としては、この事業というのは住民との本当に協同によって成り立っているものだというふうに思っております。活性化センターのほうは実際に今事業を主体的にやってくれてるんですけども、住民向けの説明会であったり、かつその受け入れ家庭を広げるために、一生懸命地元の区のほうにも回ってもらって、そういった中で地域のほうに入っていく中で、町全体として受け入れる空気がどうか気持ちというものを醸成させていって、結果としてこういった方々に、学校のほうにも生徒のほうにも満足していただいて、またリピーターになってもらうという、無責任とか曖昧と言われたらあれなんですけども、そういうふうになっていけばいいと

いう願いも込めた事業を進めているというところですので、何とかご理解いただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

課長の言われることはよくわかります。現場のほうも一生懸命やっておられます。いろいろと受け入れ先はないだろうかと連絡いただいて、そういう場をつくっていくとかいうことにも、できるだけこちらとしても協力もしているつもりです。そういったことが別に、本当に頑張っておられると思います。

しかし相手があることなんですよ、これは。自分たちが頑張ってますと、一生懸命やってますと、そういう今言われたような思い、願いでやってますということはわかりますけどね、結局受け入れるということは相手さんがおられるということなんです。

これもし最終的に受け入れられませんというようなことになったら、どうなるんですか。一生懸命頑張りましたけども受け入れ先を確保できなかったんで、300名のところ200名にしてくださいって言うんですか。それが和東町として一生懸命頑張った結果ですので、済みませんでしたということで済むんですか。そういうことじゃないでしょう。やはり受け入れる側としては、それは先ほど町長も言われた、さっきの件でも言われたように考えは崇高かもしれませんよ、壮大で。世界に発信するとか、田舎のよさを発信するとかね。それはいいでしょう、それはそれで。

でもそれをするためには、やっぱり緻密さもないと続かないと思うんです。やっぱり実力以上の、要はそういうことを掲げてとにかく走っていくということでは、特にこの教育観光なんていうのは、やはり子供たちのそういった一生の思い出ですよ、修学旅行というのは。そういうものを受け入れるという意味での、私は覚悟が全然ないと思うんです。何か自分たちの、和東町を宣伝するというためにやってますと、そりゃそうでしょう。けども基本的にはやはり、和東でどういう思い出をつくってもら

えるかというところに責任を負ってるわけでしょう。

そういう事業として私、課長の話を聞いてても町長の話を聞いてても、全くそういう責任感がないですよ。そういうものに、やはりやることそのものを私は否定しないけども、やられるんであったらやっぱりちゃんとしたね、それが行政ってものでしょ、それこそ。やるんだったらまた税金も使って、それだけの事業をするんだったら、ちゃんとした受け入れのキャパをちゃんと確保して、その上で修学旅行に来ませんかというのが普通じゃないですか、そんなことは。

だからそういったことも全く感じられないというか、事業にちゃんとした線が通ってないというか、いうのは大変私は疑問だし、こういうことを続けてたら、せっかく行ったいろんな現場で苦勞されてるのに、それをやっぱり生かせないね、私は結果になると思いますよ。だからそういう点、もうちょっと現実的に考えて、一つ一つ積み重ねて、それで最終的に300人でも500人でも受け入れられるというような、その住民の意識やね、そういうのを上場して行って、そういう体制もしっかりつくっていくというんであれば私わかりますけどもね、本当に見切り発車してるような感じだと思うんです。

それでさっき、受け入れるといっても結局それ、和東だけと違うでしょ。笠置や村や、ひいては木津川市まで広げてですよ、それでとにかく確保するということでしょう。それだけいったらね、実力ないんですよ現時点では。だったらちゃんと本当に和東として受け入れられるキャパとして募集すればいいじゃないですか。なぜそれ以上の、実際にいけるかどうかもわからないような規模で受け入れて、それを埋めんがために必死になって探していくと、こんなことをね、絶対に続かないと思いますよ。この辺どうですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

いわゆる無責任という、質問の中でありましたので、その点だけきちっとお答えさせていただきますと思います。

和東町が、こうしていろんな予算を計上して事業の目的を持ってやります。それは当然これをお諮りするんですから、前提としてこの事業を完成させる。そういう責任を持って出させていただいているんですから、これは当然そういう、この内容についても同じことであります。

今回こうして、農泊ですね、100人体制というんですか、約300人受け入れるということをまずやる前に、今、岡本委員が言われるように、ちゃんとした受け入れ体制を考えて、そしていわゆる交通関係の会社とタイアップして、各地域担当者がプレゼンしにいったるんです。そして受け入れる体制の自信をもって、体制が整ったから行っているんです。整ってないからどうなるのかわからんから行きませんなんて、こんなもん前提私ら考えたことがありませんし、当然議員の皆さん方、この予算でどうなるかわからんものを提案しているなんて、そんなこと考えられると私ら思ってませんから。

課長も正直なところをそういう話を思っっちゃべっておると。この体制で言うならば、はっきり言ってここのもくろみ、計画をそうやって事業の内容まで、そうして家庭へきてどういう経験、食事はどういう関係、いわゆるありますね、何食何とかって、朝、昼とか決まっています。どういう農作業をするか、ちゃんとメニューができて、そしてそのメニューで学校へ行き、そして今言ったかて来年から受けられるもんじゃないんですよ1年で。これは二、三年かかるんですよ、そういうもんなんです。

そういう体制の中で受け入れ体制がきちっとできてなかったらこの事業はできませんし、国からの補助事業もそんな曖昧なものにおりてきませんよ。はっきりそんな曖昧なものに今までおりてくるんだったら、そなん前提で考えていただいていたかなどと思って、私ちょっと今ショックがありましたけども、そういうことやなし、ここで事業は全部責任を持って、そうやってそういうことでここで先ほど言うならば、受

け入れ体制も決めてメニューまで決めて、東京あちこちプレゼンに行ってるんですよ。そして受け入れ体制ができた。そしてその中では一方では100軒だったら、現在協議会登録、大体100軒というふうに受けてますが、その100軒で逆算すれば1軒に対して3人受けてもろたらいけるというんです。

しかし今、そんなもとにやらめといたり、その事情で受けられなかったら町長どうすんねん、そんなん考えてるのかと、そんな最悪のときにちゃんと考えるときには、ちゃんと施設で受けるとか、いろんな協議でやってるんです。いわゆる全体的にしてどう受けるかと。笠置、南山城、和東の体制でどう受け入れるかと、これは先ほど未来づくりセンターの事業としてやっていこうということで今取り組んでいますし、活性化センターも前の民法36条の法人ではないんですよ今。もっと広域でやっているような形ですから、精華町の形からまちづくりも委託しますし、南山城のまちづくりも委託してやっているんですよ。

そういう中での決め事でやって、協議会も農泊でいうなら農泊推進協議会というのをちゃんと3町ででき上がる、3町でとろうとしてその体制を今、これはつくりつつあります。つくって今進めております。そういう体制を全部組み立ててやっていますから曖昧なもので営業に行くなんていうのは、こんなこと考えたことありませんよ、私ら。そんな質問が議員の中から出てくると思わなかったものやからびっくりして、課長もだから、そんな答弁、だからうろきた答弁になってるんです、さっき言いました。

だからそういう意味で捉えて、もう少し自分がそんなええかげんな曖昧な質問をしてるという、無責任な質問をしてるというような質問やなしに、やっぱり予算については町のほうからでんとして責任を持って提案してるんですから、これをやっぱりやろうということやってるんですから、もっとやるということ信じて、当たり前の話ですから、そこから議論してくださいよ。そこから質問してくださいよ。受け入れ体制がどうな、この事業できるかできひんかわからへんのに、どうなりまんねん。そ

んな無責任な、こんなところでえらい時間を割くというのはいかかなものかと私は思います。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

質疑の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで休憩いたします。

休憩（午前10時34分～午前10時45分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

ただいまから議会中継、調整のため暫時休憩をいたします。

休憩（午前10時45分～午前10時53分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を続けます。

ただいま、機械のふぐあいが起こっておりますけれども、ちょっと調整に時間がかかるようでございます。ただし、録画のほうは確保されているようでございますので、その点ご了承だけお願い申し上げておき、生中継は一応ストップされた状態でございます。

それでは質疑を続けます。

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

それでは説明書に基づいて、何点か質問させていただきます。

一般会計の34ページですけども、和東町地域力推進協議会負担金521万円と挙がっているんですが、これはどういう趣旨のものかご説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

510万円といたしましては、大きなものとしましてお茶の販路開拓事業の金額としてこの金額をやっております。

販路開拓の具体的な中身といたしましては、実際に域外、町外に売りに行くものに加えて新しい商品開発です。その商品開発というのは、茶葉というものは今我々あるんですけどもその側、箱であったりパッケージであったり、こういったところのブラッシュアップを図るために、そういうところの部分のパッケージであったり箱のデザインとか、そういうので売れやすくするものの商品開発としての金額等をあとは売りに行くための金額という形で地域力推進協議会事業といたしまして、実際そのおかれる売買とかのことが発生した場合に、やはりこういう協議会組織でないとなかなかそういうほかで受け取ることはできないのかなということがありましたんで、ここの負担金としてこの事業をさせていただきました。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

それでは主体は、これはどこになるわけでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

地域力推進協議会の構成メンバーといたしましては和東茶カフェ、商工会、活性化センター、それから農業関係で有機茶研であったり、有機茶研、和東茶カフェが農業関係になっておりまして、あと商工関係が商工会、町も含めて外郭団体である活性化センターとかと雇用推進協議会です。この6団体が構成している協議会になっており



ます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

総務課長にお聞きしたいんですが、今いろんな犯罪が起きているんですが、和東町に防犯カメラは何台設置されているのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

防犯カメラでございますけれども、いわゆる和東町が設置した防犯カメラにつきましては、施設には和東保育園のみと承知しておるところでございます。あと連合の管轄になりますけれども、小学校下のロータリーとか、そういったところには設置されておると認識しております。あと民間の事業所等には設置されて、コンビニ等には設置されておるとおるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

以前にも課長、防犯カメラについて質問があった際に、プライバシーに関するものなのでということで、ちょっと消極的な考えを述べられたと思います。

しかしながら和東町は三重県そして滋賀県、宇治田原、木津川市等々隣接しております。まして、犯罪が起こればここは通り道になるという可能性が十分考えられます。何年前に防霜ファンの線が切られて盗難にあったと、現状でしたら太陽光の配線と申しますか、銅線と申しますか、その盗難も出ております。だからやはりこの幹線道路に

は何か所か設置する必要があると思います。

犯罪検挙については防犯カメラが今非常に役立っております。だからその辺、もっと設置すべきだと思うんですが、その辺お考えをお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

今、村山委員ご質問にありましたように、いろんな犯罪とか治安に対する不安感の増大に伴いまして、防犯カメラの普及が全国的に進んでおりまして、その重要性が認識されておるといところでございます。

今ご質問がございましたように、過去の答弁でやはり住民のプライバシー権を侵害するリスクとか監視社会につながるという懸念も少なくないという形でお答えしたかなと思います。そういったものが、映像が不適切に利用されるという懸念がございますので、記録の管理の徹底が非常に重要になるという認識を持っておるところでございます。

行政が公共空間に設置する防犯カメラにつきましては、町の予算から支出するということになりますので、議会とか幅広く住民の方々の理解を得ながら設置しなければならないように思っておるところでございます。

近隣でございますけれども、木津川市におきましては通学路の全てに防犯カメラを設置したということをお聞いておるところでございます。それに際しましては、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例を制定されて設置したということでございますので、今申し上げましたように、やはり住民の方々のご理解を得て設置することになりましたら、やはり条例等の制定が必要になるのかな、それが前提になるのかなというように思っておるところでございます。

あと幹線道路でございますけれども、今委員ご指摘のとおり、やはりこの木津信楽

線は非常に重要な路線という認識を持っておりまして、過去の住民との懇談会におきましても防犯カメラの設置の必要の意見は賜っておるといところでございます。湯船、中和東、出口の西和東と、そういった所に設置すべきではないかというご意見も賜っておるといところでございます。そういったものを今後検討していくという認識をもっておるといところでございます。

1点、設置に当たりましては行政が直接やる部分とか、自治会に補助して設置されておるとい自治体もでございます。また警察も設置しておるといところでございますので、和東町といたしましては木津署の和東交番、府道木津信楽線に面しておりますので、その和東交番に防犯カメラを設置していただきたいという要望はしております。

交番でございましたら記録の管理が徹底できるということで、非常に適切な場所ではないかなということで、木津署においてぜひとも設置していただきたいという要望は続けておるといところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

まだまだちょっと腰が引けたような答弁だと感じました。実際、窃盗の犯罪以外にもやはり、子供に対する犯罪も今ふえておりますので、ぜひともこれは条例をつくってでも積極的に進めていただきたいと思います。その辺答弁、町長お願いします。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

総務課長の答弁にありましたように、近隣では通学道路を中心に、そういったものを行っている町もあるように答弁がありました。

こういったことを含めて、今の質問の趣旨も含めてもう少し検討させていただいて、なるべくそういう、実現する方向で進めていきたいというように思っております。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

それでは次、44ページ上の徴税費の23節、過誤納還付金100万円と挙がっているんですが、これはどういう意味でしょうか。説明願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

過誤納ということで、例えば年度を遡って所得の更正があったりした場合に税額が変わってまいります。その変更された結果もらい過ぎということになればその分をお返しさせていただくと、それがこの過誤納還付金という形になります。

過誤納ということで、誤って納付したというイメージがあるかも知れませんが、意味としてはそういうことになります。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

間違いが起きるので100万円をあらかじめ計上しているんじゃないということですね。

それでは次に84ページですけども、観光看板作製委託料で20万挙がっております。先達て一般質問させていただいた際に、円形茶園についても看板が足りないのではないかというようなことを言ったんですけど、実際2月ですか円形茶園を見にいか

れた方が、和歌山県の方だったらしいんですが、全然違う所へ行って茶園を傷つけた  
というような事故が発生しております。だからこの看板制作委託料はどこの看板にな  
るか、ちょっとご説明いただきたいです。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

こちらは石寺の景観前のところの啓発、茶畑に入らないでくださいという啓発看板  
を予定しております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

先達て言いましたように、円形茶園の看板ももうちょっと必要じゃないかと思いま  
す。そして中村の大杉さん、あれも先達てある住民から聞いた話では、南村の方が大  
杉さんへ行かれたんですが、行きつけなかったというようなことで、その辺の、やは  
り観光スポットとして和束町が推奨している場所でありながら案内が少ないんじやな  
いと思うんですけど、その辺はいかがか、どうでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

一般質問を受けました円形茶園も含めまして、これまで緑泉コースを中心に、大杉  
さんのほうとか円型茶園も誘導看板と案内看板、一応つけておったんですけども、な  
かなかわかりづらいことであったり、やっぱり足りないというところの声もたくさん

寄せられてますので、今回当初予算のほうでは、ちょっと措置は石寺の看板だけというふうになってるんですが、ほかのところの予算でうまく使えるものがあれば利用できるか検討していきたいですし、また6月補正、9月補正の中でまたお願いすることになると思いますので、そちらの看板も多クつくれるように検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

ちょっと最後になりますけども92ページ消防施設費で、修繕費で15万挙がっております。先達てお聞きした話では消防の器具庫といいますか、よく道端で赤いホースと納めてある器具庫があるんですが、その器具庫の中のホースあたりが劣化してきているというようなことを聞いております。園区の消防部長にその辺を確認したら、以前筒先等が、盗難がはやっておりまして、その確認だけはしてるんですけども、ホースは伸ばしたことがないというようなことを言うておりました。だからこの辺、一度やはりホースを伸ばしていただいて、水をやっばし出していただいて、使用に耐えるものかどうかということが必要かと思うんですが、その辺、総務課長、どのようにお考えですか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

消防団の管理で消火栓ボックスと言う形で各地区、消火栓ごとに設置させていただいております。消火栓ボックス自体につきましては、この92ページに備品購入費で挙げておりますように35万円ということで、毎年継続的に更新を図っておるとい

ところではございますが、やはり今委員ご指摘のとおり、中に入っておりますホースにつきましては、なかなか更新ができていないというのが現状でございます。

このホースの管理につきましては所属の部のほうで管理していただいておりますというのが現状でございますが、やはり部のほうでもその動力ポンプの点検等は毎月していただいておりますけれども、いわゆる消火栓ボックス内のホースの点検までには至っていないというのが現実でございます。

ただ、委員ご指摘ございましたとおり、いざというときにホースが使えないということでは無用の長物ということになりまして、有事の際に危惧されるところでございますので、また4月1日以降、新しい消防の部長なり体制が始まるということでございます。1日の役員会におきまして、部におきまして、一定適切な管理をお願いしたいと思っております。

当然ホースも耐用年数がございますので、計画的に更新していかなければならないということもございます。今までも当然古い、使用に耐えないホースにつきましては交換させていただいたということもございます。一斉の点検等も視野に入れまして、今後計画的に整備を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

それでしたら4月の部長会議において、その辺の指示を的確に行っていただきたいと思えます。

済みません、最後と言いましたけどもう1点だけちょっとお願いしたいんです。

昨年度の災害が起きまして災害復旧工事についてなんですけども、園区でも1件田んぼの土手が崩れたということで災害復旧工事のほうに当たるわけなんですけど、先達で役場のほうの話を聞きますと5月になるということで、実際田植えはちょっと間に

合わないというような形になっております。これはなぜこのようにおくれたのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

ただいまの件についてお答えさせていただきます。

災害につきましては去年の8月5日、それから10月21日の2回に発生しております。これの査定等が全て終わりましたして国庫の額が決まりましたのが、ことしの2月当初になっております。そこから今度は着工に向けての国との協議に入りまして、その協議が終わったのが2月中旬でございました。その後、設計書を組み立てまして復旧の工事にかかるということになります。

一般競争入札をもって実施しておりますので、若干発注までには公告から発注まで約1カ月の工期を持つということで、現時点では5月中旬という話で計画しております。

ただ、先日関係する区長さんのほうにお願いしまして、農家さんのほうにもう一回連絡させていただきました。その関係で農災の田及び農地ですね、田の部分、それから農道についてはあえて延ばすということで、どの受益者さんからも、ことしの田植えについては手畦で対応したいということで意向を聞いております。

復旧につきましては、この8月以降ということで準備を進めております。それにつきましては、なお工事の発注の関係もございまして、また8月になりますと、そこから1カ月、2カ月という話になりますので、今京都府が実施しておりますフレックス工期というのを採用しまして、発注につきましては5月下旬には発注してしまうと、工事については、その田の刈り取りが終わった後、すぐに入れるような業者の準備をしていくということで今調整をしておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。



○委員長（岡田泰正君）

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

一応わかりましたけど、先ほどのフレックス工事とか何かおっしゃいましたけど、その説明をお願いしたいんです。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えします。

フレックス工期につきましては、工事を発注すると、基本公告を行いまして業者を選定します。その後入札を行い、入札の開札を行いまして業者が決定します。決定した段階で1週間以内に工期を定めた契約行為を行います。この工期の契約行為を行う段階で、工事を着手する日を60日前後、業者と地元と地元の役場、町の間で着手日を決定させて工事にかかる、現場にかかるということになりますので、その間をフレックスという形でよんでます。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

それでは私のほうから1、2点お聞きしたいと思います。

まず34ページのスマートレジデンス事業について、少しお聞きしたいと思います。どういう事業であるのか、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

スマートワーク・イン・レジデンス事業というのは、ちょっと本当に横文字が多くてわかりにくいというのをこの事業やってる議会、9月議会だったかと思うんですけど、そのときからもいただいております。

もともとの言葉は、アート・イン・レジデンスというアーティスト、芸術家なんですけども、芸術家をそういった田舎、農村空間に呼びまして、そこで作品をつくってもらおうという、そういう招致して住んでもらって、作品をつくってもらおう、いつか滞在してもらってという、その言葉、アート・イン・レジデンスという言葉をもじったスマートワーク・イン・レジデンスという形になっておりまして、スマートワークという、そういう情報通信技術を生かした、簡単に言うとインターネットがつながっていれば、田舎でも事業ができると、都会と変わらない環境で仕事ができるということを推奨していきましようという意味で、このわかりにくいかもしれませんが、スマートワーク・イン・レジデンス事業という名前にさせていただきました。

こちらは体験交流センターの2階を改修しまして、和東スマートワークオフィスとしまして、そこで簡単に言うと貸しオフィスなんですけども、3月1日からオープンしております。総務常任委員会のほうでは現地視察にも行きまして、一定説明をさせていただいたんですけども、主に大きく二つ考えておりまして、1つは域外の企業さんなり和東町内のところでも結構なんですけども、そこが一定期間みずからの会社のオフィスとして使えるというための、貸しオフィスの施設。もう1つも同じような貸しオフィスではあるんですけども、コワーキングスペースと言いまして、解放された空間、簡単に言いますと、イメージとしたら図書館の自習室みたいなところなんですけども、そういう空間でそれぞれ企業の方が働ける場所を提供するという形になっております。

その体験交流センターの2階には、LANというインターネット環境を整えまして、また次の本会議のほうでお願いすることになるんですけども、その利用料に関する条例というものを今回提案いたしまして、来年4月から利用料を取って運営し

ていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

それでは、そこに入られる業者の数、大体现在でどれくらいになっておられるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

その場所というのは個人のブースというのが6ブースあって、1つ大きな共用テーブルというのが、大きなものというのがあります。大体、一応今、席的には12席ありまして、さらにそれに加えて管理されている管理者の机というのものもある状況です。

今のところ委託事業者としまして、近畿日本ツーリストのほうがその運営を当たってくれることになっておりまして、その運営事業者を決めるに当たって単なる運営ではなくて、近畿日本ツーリストのサテライトオフィスとして活用したいという提案もありましたので、基本的にはそのところが、その管理事業者である近畿日本ツーリストが一般公募して、お客さんが連れてくることになっておりまして、そこはちょっと幾らというのはまだ今のところ何とも言えないところなんですけども、確実に決まってるものとして、近畿日本ツーリストが実際にみずからのサテライトオフィスとして使っていただけるものだというふうになっておりますので、最低1社というのは確保している状況であります。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上委員。

○5 番（井上武津男君）

それでは、今後いわゆるそういう企業を希望していくわけなんですか。それとも近畿日本のほうに任せきりになるものなんでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

まず今狙っているというか想定しているものは、そのフリーランスという、フリーで働かれてる方なんです。

本当に自由な働き方というか多様な働き方になっておりまして、例えば私が話をお聞きした方というのは人材派遣会社の方だったんですけども、その方というのは4つの会社を掛け持ちしていると、それでその4つの会社を1カ月のうち何回かずつ働いて、働く場所も変えていると、そのうち2日間は実家である。本拠地は東京だけでも、私が話を聞いたのは京都市内で聞きまして、実家が鹿児島らしいんですけども、鹿児島でも月2回は働いているというふうにおっしゃったりですね、そういったフリーランスの方がいらっしゃるの、そういった方の貸しオフィスであったり、あとそれこそIT系のベンチャーであったり、デザイン系のクリエイティブな仕事をされてる方、こちらが都会にオフィスがあるんですけども、そういう農村空間の中で働きたいというニーズもあるようですから、そういったニーズを取り込むためということを中心に考えておりまして、そのための招致ツアーと言うか、実際に例えば京都市内の coworking space の会員に働きかけてのツアーであったり、そういった東京だとか大阪のそういったフリーランスの方に働きかけてのツアーであったりというのを企画しておりまして、また3月20日には京都市内で、これまた京都市内の企業向けのセミナーというのを開催したりというふうなことを考えてます。

近畿日本ツーリストさんに、本当さすがだなと思ったところは、そのツアーの応募と言うんですか、公募というか、募集の案内先なんですけども、1,400社の中小企業を相手にやっていただいたりしております、非常に大企業ならではのネットワーク、顧客の数というのをお持ちだなと思っておりまして、いろいろと可能性というのが広がっていくんじゃないかと期待しております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

そういう形で1,400社近く、近畿ツーリストさんのほうに、会社のいわゆる社の依頼者がある可能性があるということで、その中での和東への希望を募ってるということですので、それはそれで歓迎したいとはしております。

私これについては終わらせていただいたと思うんですけれども、次にもう1つ、24ページの消防債のマンホール整備についてもう1点お聞きしたいと思います。

マンホール整備というのは災害時における避難場所でのマンホール設置なんでしょうか。ちょっとその点についてお聞きしたいです。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

今回計画しておりますマンホールトイレでございますけれども、和東小学校に設置するという形で計画を挙げております。今年度中に設置にかかる設計を挙げまして、来年度平成31年のいわゆる学校休業期間、夏休み中にマンホールトイレを設置するという計画でございます。

このマンホールトイレにつきましては井上委員、今ご質問にもありましたように、

災害時に使うトイレでございます。当然地震等で大規模な災害が起きた場合、停電等でトイレが使えないと、快適なトイレ環境が整備できないというところでございますので、このマンホールトイレにつきましては直接下水道管へつなぐものでございます。

水につきましては小学校のプールの水を利用するという事としておりますので、一定避難所におけますトイレ環境の改善が図れるものと認識しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

今お聞きしましたところによりますと、災害避難時における避難所のいわゆるマンホールトイレの設置ということでした。それは学校だけじゃなくて、和東の庁舎の付近にも設置されるということはないのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

理想的には避難所の全てに設置できればいいと思いますけれども、やはりこのマンホールトイレにつきましては下水道が整備されていなければならないことと一定水の確保が必要になってくるということもございます。

今回は小学校という形で考えておりますけれども、今後想定される部分につきましては海洋センターとか中学校とか、そういったところが想定されるということでございます。

その設置に適したところを計画的に整備していくと考えております。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

現在では、数としてどれくらいの数を考えておられますでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

和東小学校へ設置するマンホールトイレにつきましては、6基を予定しております。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○5番（井上武津男君）

今後そういうマンホールトイレのあるところを防災マップに書き込みというものをされるかどうか、ちょっとその点についてもお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

防災マップでございますけれども、平成30年度ではハザードマップを更新するということで予算を挙げさせていただきました。30年度で策定するということになるわけございまして、マンホールトイレの設置につきましては現実に使用可能が平成31年ということでございますので、その30年度のハザードマップにはちょっと掲載できないと想定しておるところでございます。ただ、整備が完了すれば、やはりいろんなチャンネルを通じて周知していくということは考えております。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。

○ 5 番（井上武津男君）

ありがとうございます。東南海地震のような大規模災害が起きた場合、避難所に来られる方がかなり多いと思います。そのときにそういうトイレの問題、一番問題になってくると思いますので、これからもそういうものを設置していただくよう、できるだけそういうものを設置していただくように、私の願いを込めて、私の質問を終わります。

○委員長（岡田泰正君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩します。

休憩（午前 1 1 時 2 7 分～午後 1 時 3 0 分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

6 番、岡本委員。

○ 6 番（岡本正意君）

それでは続いてよろしくお願いたします。それと午前中の議論の最後にですね、町長のほうから私の質問が大変無責任だみたいなことをですね、言われましたけども、冷静にちょっとおさらいだけさせてもらったら、昨日来からのこの関連する事業に対する質疑の中で、例えば曖昧という言葉が使われたのはそちらですし、いわゆる受け入れを認められたそういった事業に対して、そういう受け入れ先はまだ応募しているという途中だということも言われたのもそちらです。ですから私はそれに、そういう答弁を踏まえてそういうことで、いわゆるこういう先々ずっと言われていたようなものにふさわしい事業としてやっていけるのかどうか、それが適切なのかどうかということ質問させていただいただけの話なんです。しかも、いわゆる 4 0 0 何十万もかけるような事業を目的であるとかそういったものを問われてまともに答えられないであるとかですね、やはり相手さんがいる事業に対しては、こちらの体制がちゃんと整ってから、それに見合った形で受け入れるというのが常識じゃないのかと、いわゆる



極めて常識的な話をさせていただいただけだと思うんです。そのどこに町長は気が障られたか知りませんが、それはいろんな見解の違いもあれば立場の違いもありますから、それはそれとしていいんですけども。

ただ、私が先ほどの町長の答弁で最も、ちょっと許されないと思ってるのは、その行政や町長が提案したことは、もちろんさまざまな法律やいろんなあれで準備をされて提案されてるだろうから、そんなこと当たり前の話ですけども、だからこちらが、それを何か、いわゆるおかしいんじゃないとか、そういった指摘をすること自身が、何か間違いかのような言い方をされましたよね。これは結局行政が提案されることは全て正しいのかというね、それに対して何か意見することがだめなのかということになると思うんです。もしそうであるならば、議会なんて要らないんですよ。そちらが提案されることをね、差しさわりのないことを言って、最後賛成すれば通っていきますということだけであるのであれば、別にこんなわざわざ議会を開く必要もないんです。私はそういう類のことを町長はね、私は言われたことに対して、これはもう私に対してだけじゃなくて、議会に対する私は侮辱だと思うんです。

もし町長が言われることが本当だったら、今国会でいろんなことになってますよね。あんなことだって何の問題にもなりませんよ。こちらは何の関係もありませんと言ったことが、そうでないってことが、いわゆる国会の指摘の中でちゃんと掘り起こされていったわけでしょ。そういうことさえ、行政はやることはちゃんとやってるんだから文句言いなさんなみたいなことを言われたら、議会や議員としての役割を果たせないというように思いますので、私今後十分気をつけて発言していただきたいということだけ、ちょっとこれは指摘しておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、この分に関連して、いわゆる星野リゾートとの協定を今年度1月に結ばれました。内容はともかくとしても、委員会でも言いましたけども、これまでこの問題について何ら公式に説明もしていただいてませんし、経過についても何ら明らかにし

ていただいておりますけれども、その辺今後この30年度の中で、どのような形で情報提供いただき、また説明する機会を持っていただけるのかというのが1点、それともう1点は、いわゆる協定を結ばれた相手と今後何か定期的な協議の場などがあるのかどうかです。それはいかがでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

星野リゾートとの関係でございます。これまでの誘致という形の形態で進めていたわけなんです。その経過がその時点で明らかになってないと、確かにその中ではそういった報告の機会ももってなかったですけども、これはやはり今まで委員会でも質問されておったように、やはりこれは経過というのはご報告させてもらうべきだと、これは副町長のほうからも委員会のときに機会を設けて、議会にお願いして、そういった機会をつくらせていただきたいと、このように話をさせていただいたと、これは近々、きょうというふうに聞いておりますので、きょうその機会を1つよろしく願いしたいと思っております。

またこの協定の中でございますが、やはりこれは1つ、これは委員会でも申し上げておりましたように、1つはつくり上げてきたという形が整った時点であれば、そのとき経過が説明でき得るわけなんです、これはこれから向こうとボールのキャッチボールをしながら形をつくり上げていくと、こういうことありますので、どの時点でご報告をさせていただいたり、住民の皆さんに説明させていただくというのが妥当であるのかないのか、どのときがそういうタイミングなのか、これを見計らって、これから進めてまいりたいと、このように思っております。

以上、お願いします。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○ 6 番（岡本正意君）

今度そういった機会をもっていただけるという話ですけどもね、やはり住民の皆さんに対しても、今後どうするかはもちろんあるとしましても、やはり協定を結ぶに至った経過については、やはりちゃんとした形で説明なり公表されるべきだと思いますので、そこは直ちにできることだと思いますので、ぜひそうしていただきたいと思います。

それともう 1 点は景観条例の関係なんですけども、先日の一般質問等でも一定のお話は出ておりましたけども、まだいわゆるそういういろんな話がありましたよね、この場合はどうなるのかみたいな話がありましたけども、そもそも具体的な中身って、まだ何も示してもらってないと思うんですね。その辺はやはり、例えばたたき台のような、また案の案のようなことも含めてですね、こういうことを考えてるということ自身はいつごろですね、議会やまた住民の皆さんに示していただけるのか。それと、先日やはり説明をしていくという点ではですね、勉強会も含めて、いわゆる農家であったりとか、またそういう景観資産がある地域であったりとかということで、一定限定的なお話をされておりましたけれども、まちづくり全体にかかわる問題ですから、やはり全ての地域に対して行っていくことがふさわしいと思いますけども、その辺についての考えもお願いしたいと思います。

○ 委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○ 地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

景観条例についてでありますけども、議会のほうでも、一般質問でもお答えしたんですけども、基本的には景観計画というものがベースになっております。こちらを条例化するということが、まず一番大きなところではあるんですけども、一定その内容というのは、この景観計画をもってお示ししてるものというふうにあるんですけども、

住民への説明会については本当に順を追ってやっていきたいと考えております。

また今年度白栖区でやりまして、これで一旦、説明会については今後予定はないんですけども、来年度もし早々にできるのであればやっていきたいと思うんですけども、やっぱり茶の作業との関係上、できていくのは8月ごろになろうかと思っております。ただ同時並行で、検討委員会のほうで内容というのは詰めていって、実際に住民の皆さんにできるのが茶の作業との兼ね合いで仮に8月ごろになるとしたら、ある一定検討委員会のほうでも議論を進めておりますので、これからこんな感じというよりも、ある程度形が見えた形でお話しするというふうな格好であろうかと思っております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

どちらにしても、今後のまちづくりにとってみても大変大事な内容でもありますので、それが本当に和東の今後のまちづくりに資する形でいくためにもですね、議会や、また住民の皆さんへの情報公開であるとか、またそこでの議論というものをぜひ重視していただきたいと思っておりますので、そこはちょっと今後また議論していきたいと思っております。

次に36ページ一般会計ですけども、いわゆる茶源郷行政情報配信、光ボックスの関係なんですけども、この間一定努力いただく中で500程度の普及までこぎつけたという話ですけども、来年度は大体どの程度まで普及したいというふうに考えておられるか、その辺まずお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

光ボックスの配置の台数でございますけれども、委員会のほうでご報告させていただきましたように500台弱ということでございます。かねがね申しておりましたように、当面当初の計画であります500台を設置の目標という形で今まで進んできておったというところでございます。平成30年度内には、この500台の達成に向けて努力してまいりたいと思っております。

ご案内のとおり、この議会の中継も始まっております。小学校、中学校の卒業式が今月あるわけでございますが、その録画もさせていただいて放映させていただくということとしております。保育園の行事につきましては、ほとんど網羅しておることでございますので、再度保育園の保護者の方、小・中学生の保護者の方に周知をさせていただきまして、設置していただきますよう諮ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

それともう1つ確認なんですけども、一応500近く、とりあえずこれまで設置いただいたわけなんですけども、いわゆるそのどのような層に普及されたのかという、いわゆる高齢者であるとか若い世代であるとか、いろいろあると思うんですけども、その辺の、その一定の傾向というものはつかんでおられるんでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えします。

給付台帳は整備しておりますが、年齢的な統計というのは現在集計しておらないというのが現状でございます。ただ、インターネット環境を整備されておられる世帯と

というのが前提となりますので、やはり高齢層の設置の割合は低いものと想定されます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

やはり今後どのような層に、特に普及すべきかということを考える上でも、やはりそういったことをしっかりつかんでいただいて、一定ターゲットも絞りながらしていくということも大変大事だと思いますので、ぜひその辺の分析等はお願いしたいと思うんです。

それで以前から、これは普及することとあわせて、やはりこの光ボックスの機能そのものが大変使いにくいという、そういう声もありますし、実際使いにくい状況があります。それで実際この、今の光ボックスのバージョンというのは、いわゆるHB1000という型なんです。現在、今これちょっと調べてみますと、NTTのほうで今やっけていただいている最新のバージョンというのはHB2000というものが2016年4月からもう発売されてるんです。それを見てみますと、今私たちが使わせていただいているマウスですね、いわゆるリモコンとか、それはこういうマウス的なこの丸いやつなんですけども、リモコン形式になってるんです。いわゆる普通のテレビのようなボタン形式のものになっておりました。

そういう点では大変使い勝手のいいものに改善されてると思うんですけども、和東町ではこの配信開始というのは2014年の11月以降ということになっておりまして、この型になったのはその1年半後なんです、NTTのほうで。そういう点では古い型を押しつけられたのかなと、ちょっとそういう、うがった見方もできないこともないんですけども、それはそれとして、こういった最新のバージョンに、やはり切りかえていただくということにはできないのか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

今岡本委員からご質問ございましたように、光ボックスの機器につきましては、現在はテレビのリモコン型に変わったということで発売されておるといのは承知しておるところでございます。

ただ、本町が導入したときにおきましては、最新の機器を導入させていただいたということでございます。そのときには500台というものを一定N T Tのほうで確保してもらっておるとい現状でございます、現在新規に設置させていただいておりますのも、その当時の1つ前の型になりますけれども、その光ボックスを設置させていただいておるといのが現状でございます。

ただ、今ご質問ございましたように、新しい機器に更新できないかということでございます。確かに非常に操作性も向上しておるといことでございます。実際のところN T Tからの提案もあったわけでございますけれども、やはり多額の費用が生じるということでございます。今まで設置させていただきました世帯とのバランスの件もでございます。そういった物を総合的に勘案する時期には来ておるわけでございます。とにかく当面の目標500台をクリアした以降に、一定の検討を加える必要が生じてきているのかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

こういった物というのはパソコンなんかもそうなんですけども、どんどん、やはりそのバージョンが変わっていくと思うんですね、こういう類の物というのは。そのたびにソフトが変わったりとか、キーが変わったりということは日常茶飯事に起こって

いると、ということは光ボックス自身もそういうふうになっていくということは、ある意味当然なわけなんですね。

だからそういう意味では初めの、多分このHB1000というのは、これを開発されて最初に出たような部分があると思うんです。そういった物が、要は私のところもそうですけども置いていただいているというのは、それ以降ずっとその古い型を使い続けなくちゃいけないということにもなってくると思うんですね、更新がなければ。ですので、やはりそういったことも含めて最新のそういったバージョンも、NTTとそういう連携をされてるんであれば、やはり一定費用面も含めて、普及のためにいろいろと勉強していただくことも含めてですね、要望していただくことも必要かと思っておりますので、そこも含めてぜひ協議いただきたいと思います。

それとやはりこれを普及していくという意味では前から言ってますように、以前の町営放送とは違いまして、どうしても費用がかかってしまうんですね。いわゆるネット環境をもともと持っておられる方は、先ほどもありましたように特別矛盾はないんですけども、新たにこれをこれだけ見たいというためにネット環境を整えないと見れないという、以前とは違う環境がございます。そういう点では、余計なと言ったら変ですけど、そういう負担をした上で見てもらうということになってしまうわけで、そこはやはり以前のこととも比較しても、大変使いにくい、利用しにくい状況があると思います。そこも含めてやはり一定の、経済的な部分での支援といいますものもあわせて、今後考えていただくことも必要じゃないかと思うんですけども、それも合わせてちょっと答弁いただけますでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

光ボックス普及につきましては、鋭意今取り組んでおるところではございま



す。そういったネット環境の構築が難しい方に対しての支援というのは、なかなか難しい面があるかと思えます。

そういったことで本町におきましては、各区の公民館に光ボックスを設置していただきまして、そういったネット環境のない高齢者の方々が触れ合いサロンなり、老人クラブの総会なり、そういったときの機会をとらまえて、その和東チャンネルを視聴できる環境を進めていただきたいというのをかねがね区のほうへお願いしておるわけでございます。

残念なことにまだ設置ができておらないというのが現状でございます。今後とも、こういった形で、さらなる区への設置なりランニングコストの助成の拡充なりも検討もして、各公民館のほうへ設置できるよう努めてまいりたいとは思っておるところでございます。一定そういった形での対策をまず講じさせていただいて、今後各家庭への普及ということになりましたら、また違う施策での展開になろうかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

ちょっとこの件で、ネットで調べたりしてますと、ちょうどこれをNTTと連携されて、導入されるときの、いわゆる何て言うんですかね、堀町長も登場されてましたけども、当時の担当理事の方も登場されておりましたけども、一定そういう中身が紹介されてました。これNTTのホームページの中にあるんですけども、その中で大変画期的なものとして紹介もされてたわけですけども、やはりなかなか、あれから数年たつ中で、十分そういったものがふさわしく生かされてないという状況があると思うんです。

当初言われてました高齢者の見守り機能であるとか、そういったものをこれを通じ

てという話もあったんですけど、なかなかそういう普及が進まなければ、なかなかそれも難しいわけで、なのでやはりそういった意味でも、せっかく導入された、いわゆる通信ですから、ぜひ生かされるような形で、NTTともぜひとも協議いただいて改善のほうにいただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、これは災害対策費の中ですけども、91ページです。先ほど来、ちょっとお話もありましたけども、まずことしの30年度の災害対策といったときに、昨年台風被害のときに、どんなことが起こったかということ振り返って、それをやっぱり生かしていくことが大変必要だと思っております。

1つはやはり10月の選挙があったとき、投票事務などがあって職員の方も大変手をとられてる中で、十分やはり迅速な対応ができなかったということがあったと思うんです。その中で1つは避難準備情報の発信のおくれがあったと思うんです。南山城村や笠置町は木津川がありますので、その関係もあったかもしれないんですけども、いわゆるお昼の間に避難準備情報が出てたんです。それで和東はかなりおくれたんです。夕方のたしか5時ぐらいだったかな、何かかなりおくれたと思うんです。それで、ちょっと何でこんなに遅いのかなと思ってたんですけど、それは木津川流域というのと和東川の関係とはまた違うのかなと思ったんですけども、やはりあの時間からの準備情報で行きますと夜間に避難するということにもなりますし、大変危険も伴うと、大変風が強かった面もありますので、そういう意味でちょっとその辺の今後の対応をどのように生かされるかということをお聞きしたいのと、もう1点は、いわゆる配慮を要する方の避難の手順です。いわゆる高齢者であるとか、障害を持った方であるとか、いろんな配慮が必要な方がおられると、そういったリスト自身は整備されてると思うんですけども、それを生かした、いざというときにどう非難していただくかという意味では、なかなかその体制はとれてないというふうに思うんですけども、その辺は今後どうされるのか、防災計画の見直し等もあると思うんですけども、その辺についてはどうでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

昨年の台風18号でございますが、委員ご質問ございましたように、衆議院選挙と重なったということで非常にその体制がとりづらかったということでございます。

今委員ご指摘ございましたように、避難準備情報の発表が遅かったということでございますけれども、うちのほうのその発表の基準がございます。それに照らし合わせて避難準備、避難勧告等を発表しておるところでございます。

確かに日中に避難していただくのが原則でございますので、その基準に達すると見込まれる時点で避難準備情報を発表させていただいたという記憶を持っておるところでございます。ただ、委員ご指摘ございましたように、職員の体制がとれなかって、避難所の開設がおくれたという面は否めないところでございます。これに関しましては教訓としておるわけございまして、本年度策定しております業務継続計画でございます。それにも一定反映していくということになるわけでございます。

この業務継続計画におきましては、地震災害を主にしておりますけれども、当然大規模な地震が発生したら、職員がどれぐらいの人数が参集できるかと、そういったシミュレーションも行って計画を策定していくということでございますので、昨年の台風災害における部分にも重なるものかなと思っておるところでございます。それを反映した形で地域防災計画も見直ししていくということとしておるわけでございます。

南山城村等の避難所につきましては、各地区の公民館を指定されておまして、各地区で避難所の開設をしていただくということで迅速な対応ができるということはお聞きしておるわけでございます。本町におきましても、一定各地区の公民館につきましては、まず一時避難箇所という位置づけで、避難をしていただくということで、各区長さんにはそのたびをお願いしておるところでございます。今後はそれをさ

らに確実なものにしていくために、取り組みを進めていかなければならないと思っておるところでございます。

それと要配慮者でございますけれども、要配慮者名簿につきましては法律で義務化されておりまして、本町におきましても整備しておるところではございます。ただ、その要配慮者の避難でございますが、個々のケースによって、それぞれ相違がございます。国がいておりますのは、その個々の要配慮者に個別の計画を策定しなければならないということではございますが、本町におきましては残念ながらまだ未策定というところがございます。

これにつきましては、その要配慮者の避難の、支援していただく方を2名等を指定してお願いするということになるわけでございます。その支援員の確保というのが難しいということで、なかなかその計画が策定できていないというのが現状でございます。ただ、こういった形できちとした計画ではございませんけれども、やはり非難に当たりましては地元の区の役員さんとか、一番地域の実情をご存じでございますので、その方々に手助けをしていただきまして避難の迅速に行っていただくということを考えておるわけでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

いわゆるなかなか国がいうようなですね、要配慮者に対する非難をどうするかという意味では、なかなか形式的につくっても、なかなかいかないということもありますから、今言われるように、どう地域の中でそういうことをしていけるかということが現実的だというふうには思っております。

ただそれをするためにも、やはり日常的な訓練であるとか、またそういったものも今後必要になってくると思いますので、そういったいざというときに、そういうこと

に目がいくような、大変地域も高齢化しているという状況もあって、いわゆる高齢の方が高齢の方を助けるみたいなこともあるとは思いますが、やはりそういった実態も踏まえてですね、現実的な意味での実効性のある取り組みをしていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

それと、あと地域防災計画の見直しについても、先ほど他の方からもお話があったんですけども、今回の見直しの中に先ほどありましたように、原発災害の事故の備えというのが、今回盛り込まれていくというふうに思います。

1つ私が要望しておきたいのは、実際この防災計画が形になっていくというのは大変1年ぐらいかかると思うんです。実際に住民の目に触れるというのはもしかしたらもうちょっと後かもしれないということにもなりますので、やはり原発災害というのは、ある意味いつ起こるかわからないという状況もあります。そういう意味では現在周辺の地域でも、既に防災計画に反映している自治体もあるわけで、最低限そういった一定の同じレベルの、もし何かあった場合の対応であるとかということについては、それはそれとして独自に情報提供や啓発をしていただく必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

地域防災計画におきます原子力対策編の改定といいますか策定という形になろうかと思えます。

今委員ご質問にございましたように、関電の原発も再稼働しておるところでございます。ただ、施設につきましては万全の安全対策を講じておるところでございまして、万が一にもそういった事故が発生したというときにおきましては、本町につきましてはUPZ外ということではございますが、原子力規

制委員会のほうで一定の地域を特定されて、防護策が必要という判定が下りましたら、当然防災計画が策定できていなくても、それに基づいた形での防護策を講じていただかなければならないという認識を持っておるところでございます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

もちろんそういうことだとは思いますが、ただ関西電力がこの間、大飯原発を再稼働させたこと自身は、大変大きな疑問を感じておりますし、福島事故が終わらない間に、しかも避難計画等も十分でない中で、再稼働してるという点では大変危険だというふうに思うんです。

私が思いますのは、先ほどから国や府については5キロ圏内であるとか、30キロ圏内までが一定の避難計画等を義務づけてる分もあるんですが、福島事故の発生時に、例えばアメリカ政府というのは、どう対応したかということはよく言われるんですけど、ご存じかもしれないんですけども、いわゆる在日アメリカ人に対して、原発から周囲80キロ圏外への退避を勧告されてるんです。要は80キロ以内に入るなというふうに勧告してるんです。それはある意味、その中は危ないということなんです。放射線の被曝という点で。実際、ご存じとは思いますが、当時、友達作戦と言って、在日米軍がその辺の救援に入られましたけど、その後、そこにかかわられた米兵の方が放射線障害になって、大変死なれてる方もいるんですね。裁判になると、こういった事実もあるわけです。これとはまた別に滋賀県のほうですね。和東町は滋賀県と隣接しておりますけども、滋賀県は独自のシミュレーションを持っておりまして、大飯原発なり若狭湾の原発が何かあった場合にどのように放射能が、汚染が進んでいくかという、そういったシミュレーションをされております。それを見ますと、いわゆる県全域ですね、全域ということは湯船の隣の甲賀市も同じなんですけ

ども、甲状腺透過線量というのがあって、そういったものを50ミリシーベルト超えるというふうに、全県にわたって想定されてるんです。だから、すぐお隣の地域でそういった想定がされてるということなんです。だから、そういった意味では、ほんまに他人ごとではないんです。

事故というのは若狭湾だけではなくて、伊方原発であるとか島根であるとか、西のほうにも原発はあります。そこがもし何かあった場合は、もっと深刻な状況になるというふうに言われております。

そういう点で、もう一度お聞きしたいのは、せっかく防災計画にそういったものをつくっていくわけですから、形ばかりの、国が言ってるようなことをそのまま踏襲するようなことばかりやっても、あんまり意味がないんですね、これは。ですからやはり和東町として、もし何かあった場合は必ず先ほども出てましたけども、お茶とかにも必ず大きな被害が出ます。そういう意味では、和東町としてやはり抑えておかなくちゃならない対策ってあると思うんです。ですので、そういう意味で、型どおりじゃなくて、委託されると思うんですけども、町としてしっかりと原子力災害にどう向き合うかという観点で計画を立てていただきたいと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

ただいまご質問にもございましたけれども、滋賀県のほうではそういったシミュレーションをされておるということでございますが、京都府ではそういったシミュレーションは出ていないという認識を持っております。

本町の地域防災計画におきましては、やはり京都府の地域防災計画との整合性を図らなければならないということもございます。それを前提といたしまして、UPZ外

の防護措置、本町におきます防護措置を適切に計画に盛り込んでまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

京都府が滋賀県のようなシミュレーションを持っていないということは、大変おかれてるということなんです。滋賀県がなぜそこまでするかというと、琵琶湖を抱えてるということがあると思うんです。琵琶湖はやはり近畿圏の水がめですし、その水が汚染されるということが、やはり大きな問題として危機感が大変強いと思うんです。しかし京都もある意味同じことであって、やはりそこは京都府に対しても、そういった要望もしていただきたいとは思いますが、もちろん京都府の計画との整合性も大事ですが、やはり和束町として本当に住民の方、またこの地域の産業を守っていくという立場に立った計画をぜひつくっていただきたいと思いますので、これ強く要望しておきたいと思います。

次に移住促進の関係で34ページです。今回言われてますように、空き家の改修について、府の特区的関係と、町独自のということでやっていただくと。

これ自身は大変前向きな話だというふうに考えておりますけども、ただ特区との関係で、いわゆる湯船だけが特区になってますからね。そこはいわゆる町の分も上乘せられて、倍というか、全体としたら倍の補助が出るんですけど、それ以外は特区に指定されていないということだけで、まあ言ったら半額しか出ないというのはね、それは特区の意味合いからすればそういうことになるかもしれないですけども、ただやはりそれは、移住者にとってみれば、どこに住みたいかとかね、和束の中でも、という意味ではやはり、どこに行っても同じ扱いはしていただきたいというふうに思うんですよ。



もちろんその特区に入っただけならば、同じように受けられるということはあるのかもしれないですけども、そうでなくても、やはり町としてそういった格差を設けないというか、いう処置がやはり必要じゃないかと思うんですけども、その辺、担当課いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

移住促進特区についてなんですけども、移住促進特区になれば、その地元のほうも、例えば空き家をつくらないようにみずからを啓発するであったり、また移住促進に向けたそういった組織を立ち上げまして、一定地元に対する負担というのでも発生するわけでありまして。ですので、そういうことも含めましての地域全体として移住者を受け入れていこうというのがその特区制度でありまして、やはりその地域とそれ以外の地域というのは、一定の違いがあるものだというふうに思っております。

ただ、町全体としては、移住を進めていくということの方針はあるわけでありまして、ほかの区にも一定理解をいただいた上で、町全体を移住促進特区にできるようにしていきたいと考えておりまして、やはりその制度がある以上、なおかつ町独自の財源でやっていかなければならないという以上、町自身としては和東町全域をそういう色分けというふうにはしてなくて、町負担分の90万は前比で変わらずやってるということで、変わってる分は府の補助部分ということですので、その差があることについてはご理解いただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

課長言われることもわからないでもないんですけどもね、もちろん特区を受け入れ

ていただいたという部分での、ただ単に受け入れたというだけじゃなくて、その受け入れるには一定のいろんな意味での、そこの方のいろんなご負担というか、そういったものもあるということですから、そうなのに特区を受けてないところも同じような扱いにすれば、それこそ逆に不公平じゃないかというようなことかもしれないですけども、ただやはり、移住者の立場に立ったときにですね、そっちの事情というのものもある意味こっちの事情であって、やはり来られる方にとってみれば、和東に来てどこに住みたいというのは、やはりそれによって何かやっぱり選んでしまうようなことがあってはならないというふうにも思いますので、ぜひそこは、鋭意、今度検討をいただきたいなと思います。

それともう1点、この点で、これもしあればちょっと申しわけないんですけども、いわゆる空き家に住むとか、ここで住むとかということで決めてる方は別なんですけども、どうしようかなとか、一度ちょっと一定期間住んでみたいかなとか、いう意味でよくお試し住宅とか言われますけども、そういった意味での空き家の活用であるとか、またそういう住宅の整備であるというのは、どのような方向があるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

実はスマートワーク・イン・レジデンス事業の中で予算を割きまして、80万の予算です。空き家を借り上げようと思ってます。それは多目的住宅というふうな格好にしまして、お試し住宅でもあり、お試しサテライトオフィスでもあり、あと援農者が使える宿泊施設であったり、そういった多目的に使えるところを今所有者のほうの合意は一応とれておりまして、細かな契約手続は来年度になってからになるんですけども、一定そういう住宅を少なくとも1つはつくっていきたいと考えております。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

そういった部分での一定ちょっとやわらかいと言いますか、部分での住まいについても大いに広げていただけたらと思いますので、今その辺また様子を見ていきたいと思えます。

次に国保会計についてですけども、まずちょっと町長にお聞きしたいんですけど、先日の税条例の改定するときにも一定お話ししましたけども、要は今度の国保の一番の問題というのは、いわゆる本当に多くの方が、高い国保税に苦しんでいるという状況の中で、それを少しでも引き下げられるという可能性が、条件があるにもかかわらず引き下げないというところに、今回は最大の問題があると思ってます。

そこで町長にお聞きしたいんですけど、結局都道府県化するという、今まで例えば和束町のような小さな町で国保を運営するのは無理だから、京都府という大きな枠の中でなれば財政も安定して、制度も安定して、保険税の引き下げも可能になるというようなことを町長は言っておられたと思うんです。

例えばこう言ってますね。これは2016年9月の答弁ですけども、今回の広域化については都道府県が財政運営の責任主体となることから、市町村の国保は不安定要素を心配することなく、事業運営ができるものであると考えます。財政的に不安定要素を抱える現状のもとでは、引き下げはたちまち大幅な赤字を生み出すことに直結すると思えます。今後も医療費の減少傾向が継続し、広域化後の交付金の歳出根拠とされる医療水準が引き続き下がり続けるのであれば、引き下げも可能であると思えます、というようなことを言っておられますけどもね、少なくとも都道府県に移管すれば国保は安定化するということを言っておられますけども、結局この前の議論でも課長はなぜ引き下げられないのかと言え、今後の医療費の動向を見きわめたいとか、それでまた財政自身はいろいろ不安定要素があるということをおっしゃいましたよね。という

ことは、結局都道府県化したって、引き続き国保は不安定なんだと、そういうことで  
すか。

○委員長（岡田泰正君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

その答弁でも答えさせていただいてますように、不安定要素の1つには、被保険者  
がやっぱり高齢化してきている、こういう状況があります。そしてそういうことから  
して、非常にこの保険の維持そのものが大きな不安要素になっていると私は思ってお  
ります。

そういったものを今の制度でも安定化拠出金とかそういう制度で、府内1つに何と  
か均一化していこうという制度もあったわけです。それを超えてですね、なかなか解  
決はし得ない状況までできていたということです。

和東町の場合でしたら、交付金より拠出金のほうが多かったと、こんな状況で非常  
に現実と離れているような感じがします。医療費は安かっても国保が高い、こういう  
状況が生じてくる。そういった要素を1つでも減らしていこうというのが広域化でし  
た。

今回の場合、そうだからといって、今数値の4段階に分かれて示されたわけなんで  
す。それそのものの中で、和東町がやっていく中でも、まだいろいろと1つにまとま  
っていく方向の要素がたくさんあります。それは賦課する税金の捻出方法だとか、そ  
ういうところにおいても、いわゆる市町村によってそれぞれ掛けている、具体的に申し  
上げますと、固定資産税のように、かけてるとこと、かけてないところがあったりす  
る。冊子が1つになってない。こういうことですぐ統一、1本になったかといって、  
全部この不安要素が解消できたかと、そういうものではない。逆に、そういう中で、  
もしこれ、よその市町村でもあるわけですから、1本になってふえていくところがあ

るわけです。そういうところもあるわけです。

和東町はたまたま、なるべく軽減とれたらという思いを持って見詰めておったんですが、なかなか課長も答弁もあったように、それだけを徹底できるような、今回和東町の状況ではないと。むしろ将来にわたって安定化していく方向で、何とか努力していこうということで、今回は和東町のとにかく据え置いたと。本来なら、これなかなか値上げをしていかなきゃならないわけなんですけど、非常に私も据え置いた。だから答弁の中で、確かに苦しい答弁だというふうに言われましたですけども、そういう意味においては、将来和東町の国保状況というのは、上がっていく方向にあるわけなんですけど、何とかこれを据え置かれたと、こういうことだったとご理解いただいたらありがたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

私が聞いているのは、要は一元化すれば財政運営上不安定は解消できるというふうに言われたことは、間違いだったということですね、結局。今までそうじゃないみたいなことを何か言われてましたけどね、間違いじゃないですか。ほんの2年前ですよ、町長が言われたのは。そんな2年後のことも見通せずに、そのときはそのときの考えで、一元化すれば安定化するんだよと、引き下げもできるかもね、こういうことをある意味無責任に言われたということですよ。期待を持たせたというか。でも結局は、今実際に一元化するという状況になっても保険税は下がらないし、それで今になって、将来は上がるんだと。そんなこと、前に言われましたか。本当にね、これは町長だけの責任じゃありませんよ。国、京都府、全ての責任ですけども、だからそういう点、大変、都道府県化というものが、いかにそれで安定化するなんてことが誤りであったかということが、もう明らかになっていると思うんです。けども、それでもやはり本算定の関係でいえば引き下げできるという結果が出たわけですから、それに対して

ちゃんと対応するのが今回の予算じゃないかと思うんです。

それで少し課長にお聞きしたいんですけども、今回の予算を見ますと、予算総額が6億6,210万円ということですけども、前年度が8億550万ということで、1億4,300万ほど減額になってるんです。かなり大きい減額ですけども、これはどういう理由ですか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

1億4,340万円事業勘定におきまして減額となっております。大きな要因といたしましては、今まで市町村が予算措置しておりました療養給付に係ります国庫支出金、社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費交付金、あるいは前期高齢者交付金、共同事業交付金などが市町村で予算措置しない形となったための、大幅な減額となったものでございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

それは京都府のほうに責任が行ったということですね。それで、今度の保険税の額なんですけども、今回1億4,166万5,000円になってますね。前年度が1億3,292万9,000円ということで、前年比で880万円の増額になってます。

その前の年、28年度との関係でいうと、28年度から比べますと大きく減ってたんですね、この29年度っていうのは。今度また1,000万近く上がるというふうになるんですけども、これはどのような理由でしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

まず、これは予算に関する説明書の5ページを見ていただきたいんですが、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税のまず1目の一般被保険者国民健康保険税につきましては、前年度との比較873万6,000円の増となっております。あと2目の退職被保険者等国民健康保険税は559万3,000円の減となっております。差し引き314万3,000円の増となっております。

特に、一般被保険者国民健康保険税のほうですが、前にも述べましたように均等割なり、所得割なりの部分がございます。その所得割の部分で29年中の所得が伸びたであろうという予測のもとに計算しましたら、このような結果となったということがございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる所得が伸びるであろうということで、保険税の収入もふえるということであれば、さらに本算定を無視して背負えたってことは、ある意味本来の保険税よりもさらに大きな保険税を徴収するというのが、この30年度だというふうに思うんですね。ある意味とり過ぎといいますか、ということになると思うんです。

それで、もう一つ聞きたいのが、いわゆる納付金がありますね。納付金があると思うんですけども、1億8,195万6,000円ありますね。この負担をする割合っていうのは決まってるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

負担する割合、和東町は何割負担せえとかということではなく、本算定のいろんな税率を算定するのと同じように、京都府全体で医療費として幾ら要る。それを各市町村の規模なり、医療費の指数なりで割り出したものが納付金の総額となっているということでございまして。納付金につきましては、京都府で全市町村から集めて、それを各市町村が国保で医療費の支払いをした分にあてるという仕組みとなっております。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

要は、ちょっと見てみますと、単に収入との関係でいうと、国保税の納付金を払う上で納めるわけでしょ、これ京都府に。それを納める上での収入分としていうと、単純に計算すると国保税が78.35%で、国と府の予算というのが12.42%、町のが9.23%ということで、こういう割合になってたんです。これが何か決まったものがあるのかなと思ってお聞きしたわけで、今の話ではあんまりちょっとわからない部分もあるんですけども。

いずれにしても、ちょっともう一つ聞きたいのは、今回本算定で一応率のほうも出していただきましたよね。それで、もし仮に採用して、保険税を計算した場合、どの程度の軽減になりますか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

済みません。最後のほうちょっと聞き取れなかったんですが、どの程度の軽減ですか。

ということで、比較をしましたのが28年度決算の数字との比較ということでご容赦いただきたいんですが、本算定との比較ということになりますと、約2,000万という数字が出てまいりました。



○委員長（岡田泰正君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後２時４０分まで休憩をいたします。

休憩（午後２時２８分～午後２時４０分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、質疑を続けます。

４番、吉田委員。

○４番（吉田哲也君）

それでは、私から平成３０年度の一般会計予算について、何点か質問させていただきます。今回私の質問につきましては、総務関係、福祉関係を中心に前年度予算と比較して、増減の大きい事業予算の説明をお願いしたいと思います。

最初に、４１ページ。税務総務費について、税住民課長に説明をお願いしたいと思います。前年度に比べて約１８％、５５３万３,０００円増加していますが、そのふえた理由についてお聞かせください。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

税務総務費で支出しております、人件費の増が主なものとなっております。

○委員長（岡田泰正君）

４番、吉田委員。

○４番（吉田哲也君）

税務担当の職員は、現在正規の職員３名、臨時職員１名の体制で業務に当たっていると聞いていますが、人件費の増額ということであれば、５００万を超える増額はさらに職員の充実・補充を図るということによって理解してよろしいでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

人事のことになりますので、税住民課としてお答えできるものはございませんので、よろしく願いをいたします。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

人件費の増額ということで、昨年度3,105万5,000円で、本年が3,658万8,000円ということでございます。平成29年度の当初予算を策定した時点におきましては、平成29年度の3月までのその職員の配置の人件費で算定しておるところでございます。

今回、平成30年度の予算案につきましては、現行の職員の給与体系をもとに算定したということでございまして、その間の人事異動等の差異によりまして、この金額の増額ということとなったわけでございます。

また、人事院勧告によります給与改定もございました。そういったものも含めて、これだけの増額ということになったわけでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

4番、吉田委員。

○4番（吉田哲也君）

私がこれまでの議会等で聞いているのは、京都地方税機構という広域連合があり、将来的には税務の主要な業務が機構で事務をされるということです。住民税・固定資産税等の共同処理の移管スケジュールについて、答弁をお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長、答弁。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

税業務の共同事務につきまして、特に固定資産税につきましては、償却資産を手始めに、平成31年度から共同化できないかということで、現在協議しているところがございます。

○委員長（岡田泰正君）

4番、吉田委員。

○4番（吉田哲也君）

京都地方税機構での事務については、滞納税徴収、法人住民税の申告・納付、軽自動車税の移動処理が、既に町の業務から移っていると聞いております。近い将来は税務担当の職員を減らすことができるという理解をしてよろしいでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

確かに、それらの業務につきまして、共同化ということになればその分が減るという理解もできるかとは思いますが、移管事案なり、それらの業務に関しまして、構成市町村側での業務というのも当然発生してまいりますので、激減するとかいうことは担当課としては想定はしておりません。

○委員長（岡田泰正君）

4番、吉田委員。

○4番（吉田哲也君）

わかりました。

次に、55ページお願いします。人権ふれあいセンター費については、前年度比に

比べ約32%、926万円の予算が減額となっています。減額となった予算の内訳の説明を人権啓発課長お願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

人権啓発課長。

○人権啓発課長（井上順三君）

お答えいたします。

主な要因といたしましては、先ほどもありましたように平成29年の7月に発令されました人事異動に伴います人件費の減でございます。

また、人権ふれあいセンターにつきましては、駐車場が大変老朽化していたため、平成29年度に駐車場の舗装の整備工事をした関係で今年度の予算よりも前年度のほうが予算がふえてるということでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

4番、吉田委員。

○4番（吉田哲也君）

嘱託職員が補充されたと記憶していますが、人権ふれあいセンターは関係各課、機関等と連携しながら人権啓発・各種相談・就労支援等の事業に取り組むなど、大変重要な施設であると考えています。堀町長にお聞きしますが、昨年7月の異動の経過と本年4月からの職員体制をどのように考えておられるか、お聞かせください。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、いろいろと異動については検討しているところなんですが、現状を見ながら、そして現状の態勢を見ながら考えているところでありまして、大きな激変というようなことはないというのは原則になっております。

○委員長（岡田泰正君）

4番、吉田委員。

○4番（吉田哲也君）

わかりました。

次に、59ページお願いいたします。居宅支援費の事業にかかわる予算について質問させていただきます。診療所事務長より、昨日居宅支援費より、今年度から診療所予算に人件費を移したというような説明を受けました。居宅支援費で行っている業務はどのような業務なのか、お聞かせください。

○委員長（岡田泰正君）

国保診療所事務所長。

○国保診療所事務所長（久保順一君）

お答えいたします。

国保診療所につきましては、平成12年4月1日より和束町居宅介護支援所というのが併設されました。ここに当時は4名ぐらいで従事しておりましたけども、だんだん利用率も少なくなりました。これはケアマネジャーが在籍しておりまして、介護保険に伴ってケアプランをつくると、そしてまたその中でいろんな相談とか、いろんなことを利用者から受けて従事してまいりました。

ただ、今年度この予算計上、一般会計から国保の診療所の特別会計に計上した流れとしましては、併設していた居宅支援事業所なんですけども、昨今はもう民間の介護施設、それと医療機関等の併設機関という、これは民間のほうなんですけども、もう特にそういったところで併設される場合が多いのと、利用率もだんだん少なくなってきたということで、専従してました職員ですけども、国保診療所のほうに専念していただくことも含めて、本年度から特別会計のほうで計上したということでご理解願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

4番、吉田委員。

○4番（吉田哲也君）

それでは、居宅支援費にかかわる賃金はどのような資格を持っている職員で、平成30年度はどのような業務を行うのかをお聞かせください。福祉課長もしくは診療所事務長でも結構です。

○委員長（岡田泰正君）

国民健康保険診療所事務所長。

○国保診療所事務所長（久保順一君）

先ほど言いましたように、居宅介護支援のケアマネの資格を持った職員が従事しております。診療所のほうでも利用としては、福祉課との関係を持ちまして、情報交換等しております。その中で訪問調査、特に昨今では介護者の不便がだんだんふえて、高齢者の方もふえてきましたんで、そういった方のフォローというんですか、福祉課との業務の提供ということで、国保診療所は看護師ですけどもケアマネジャーの資格を持った職員が訪問して、介護支援のほうにしていこうということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

4番、吉田委員。

○4番（吉田哲也君）

それでは最後に、同じページの児童福祉総務費です。昨年度より約17%、1,424万円ほど減額となっています。この予算の内訳の説明を福祉課長にお尋ねいたします。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

まず、本年の予算61ページ、62ページをお願いしたいと思います。大きな部分

といたしまして、繰出金の減額ということでございます。昨年度につきましては、すこやかエンジェル基金ということで1,650万、当初予算計上させていただきました。平成30年度についてはそれが無いということ。

そして、乳児福祉医療の関係でございます。18歳まで平成30年度より医療費の無償化を図るということで、制度の拡充ということで本年度372万円増額の予算を計上させていただいております。

そして、児童手当のほうですが、子供の数が減ってまいりまして、昨年度より105万円の減の4,008万円を平成30年度で予算を計上しているということで、今吉田委員からありました前年度比のマイナスの部分の大きな内容でございます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

4番、吉田委員。

○4番（吉田哲也君）

わかりました。

国では消費税の引き上げを財源とした子育て支援の充実を図ることとしております。和束町においても子供の出生数は減少しているということで、少し寂しい思いをしていますが、さらなる子育て支援に向けて一層の努力を期待して、私からの質問を終わります。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、質問させていただきます。

まず初めに、32ページでございますが、小さな予算ですが、京都府の女性の船参加負担金を計上させていただいております。これは1人分かなというふうには思うんですけれども、昨今の状況を、ここ数年どんな状況か、ちょっと教えていただきたいと

思います。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

京都府女性の船でございます。これにつきましては、京都府内にお住みになっておられるあらゆる層の女性の方が、船を利用した研修という形で毎年実施されているものでございます。これにつきましては、当然一般の公募をさせていただいておるところでございますが、残念ながら一般の方の応募はないという現状でございます。

そういった中で、本町におきましては、職員研修の一環という形で、女性職員を1名参加させていただいておるところでございます。ここ数年間、若い女性職員を中心に受講していただいておりますというのが現状でございます。平成30年におきましても、一般公募させていただいて、当然住民の方から手挙げていただくのが一番いいわけでございますが、なかなかないということございましたら、職員研修の一環という形で派遣したいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

これまでですが、先輩の女性のリーダーたちはたくさん参加されました。残念なことに高齢化とともにその方々が活躍をしていただいたが、なかなかできない状況に現実はなってきております。そういった中で、やはり若い人たちにこういう研修がありますよということを、やはりもっともっとPRをしていただきたいと思います。

といいますのは、やはり女性のリーダーを育てていくというのは、これは行政の1つの務めであると思うんです。和束町におきましては、婦人会がもう組織が潰れま



して、20年以上になります。その後何の手だてもなく、現在に至っております。最近の若い人の風潮としましては、そういう団体行動をするよりも、個人で好きなことをやりたいという方が多いというような、そういう世相もございますが、やはり和東町のために、また地域住民のために頑張っていこうっていう、そういう力を植えつけていただくのが、この洋上研修であり、すごい女性の力を活躍していただける場というふうに思っておりますので、これは総務課でやっていただいておりますが、男女共同参画という意味でも、もう少し門戸を開けていただけたら、そして1人ではなくて、せめてお二人の予算でもとっていただけるようになれば、そろっていきましようかというふうにもなるかと思っておりますので、その辺いかがでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

この京都府女性の船につきましては、京都府の所管課が福祉部局ということになっておりまして、本町におきまして、一般の周知につきましては福祉課が中心に行っていただいております。

今、委員ご指摘ございましたように、最近の状況の変化ということで、婦人会が組織されている地域もほとんどなくなってきたと、また青年団についてもしかり、究極は消防団の部も組織できなかったというような状況になっておるわけですが、やはり地域を振興していく上では住民のコミュニティというのが一番重要かと思っております。やっぱり地域のまとまりを進めていくというのが、非常に重要な施策だと思っております。

この女性の船につきましては、現在のところ総務費ということで1名分を計上させていただいておりますが、やはりこれから30年度の募集に当たりまして、そういった形で多数の応募がありましたら、町としては必要な支援をし

てまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

これは私もほんとに、以前にですが福祉課に行きますと、福祉課では担当してません。総務課に行きますと、総務課ではありませんというようなことを言われた一時期がありまして、そのすき間ですってというような答弁をされたことがありまして、これは一体どこなんだろうと。それだけその女性のことが置き去りにされているなというふうに、思ったことがございます。

今はこの総務課で総務費に上げていただいておりますので、総務課のほうできちっと、やっぱりこういう周知をしていただくような、ホームページに載せるとか、またはいろんな場に触れてそういう参加のしやすいようなことをやっていただきますようお願いをしておきます。

次に、34ページでございますが、朝からも出ておりましたふるさとチョイスの使用料でございます。今年度からふるさとチョイスを使っていただくということで、予算は4万9,000円で、これぐらいの予算でしていただけるのなら、もっと早くしていただきたかったなという思いもいたしますが、これにつきまして、和東町では今現在どれぐらいの29年度あったのか。そして、トータルいたしまして、どれぐらいあるのかちょっとお聞きいたします。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

ふるさと納税のいわゆる専用サイトの利用ということで、今回上げさせていただき

ました。ここに上げさせていただいた費用につきましては、委員ご質問のとおり、そう高額ではないということで、もっと早くから取り組めたのではないかというご指摘ではございますが、これ以外にやはり返礼品の調整、それと納税額に合わせた1%を負担、また支払っていかねばならないという、そういったこともございます。そういった中で、ちょっと取り組みがおくれておったというのは否めないところでございます。

現在、その専用サイトの申し込みにつきましては、もう事前に調整を済ませていただきまして、新年度4月になりましたら、一定サイトを開設するということになるわけではございますが、若干の準備期間がございまして、本格的に稼働するのが6月ということをお聞きしております。6月以降に本格稼働ということになるわけではございません。

現在、和東町のふるさと納税でございまして、午前中の藤井委員のご質問にもございましたように、最近では平成26年度で54万円、27年度で110万6,000円、28年度が98万円、29年度、これ30年の2月末の数値でございまして、66万7,000円ということでございます。制度ができました平成20年度から累計いたしまして、現在のところ332件の納付で、492万3,000円でございます。

ご案内のとおり、本町につきましては5つのテーマによりまして、それぞれ寄附を募っておるところでございます。その各5つのテーマごとに累積された納税額につきましては、多いところで150万円程度ということになっておりまして、なかなかこの基金を活用した事業が実施できないということでございます。

今、ご質問にございましたこのふるさとチョイスの利用促進を図りまして、さらなる納税額が見込まれるということになりましたら、この基金を活用した事業の着手に入っていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

今、492万円というふうにトータルで答弁ございました。2016年度の実績、これ京都府のホームページに出てるんですが、和束町は40件で98万円、南山城村は1,076件で1,230万円、伊根町を見てもみますと、1,938件で1,900万円という、大きな実績が出ております。いずれもこれはふるさとチョイスを活用しながらのことでございます。ここを数字を見てみますと、非常に小さな町にとりましては、ありがたい財源になるわけでございます、ふるさとのために使っていただきたいという、そういう思いのこもった予算になるわけでございます。

そこで、非常に大事なことは、やはりその返礼品の問題でございます。我が町はお茶を活用した返礼品ということで、返礼品の数も少しずつはふえてきておりますが、やはりその充足っていうのも、非常に、ともに育てていくとか、成長させていくとか、そこが非常に大事なところであると思います。

それで、その同じ項目の委託料の新商品開発業務委託料というのが200万円計上されております。これは湯船地区のにぎわい事業につながっているのかもわかりませんが、これでどのような新商品開発になるのかお尋ねいたします。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

こちらは湯船地区の新商品開発、特に特産品をつくっていこうという事業でありまして、ことしシキミであったり、サカキ、こういったものの栽培でありましたり、ナメコの栽培に取りかかるという、そういう林産物・農産物の栽培っていうのを、堀川ごぼうに続く商品を湯船地区のほうで頑張っってやっっていこうということで、取り組みに対しまして、来年度も引き続き町としても応援していこうというふうに考えており

ます。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

新しい取り組みであるというふうに思います。それで、その負担金補助及び交付金の中で、和東町地域力推進協議会負担金として、午前中もこれ質問ございましたが、520万円上げておられます。これは、カフェとか商工会、それから有機栽培、活性化雇用促進というふうにお聞きをいたしました。この辺で、ここはパッケージとか、そういう包装とか、そういった予算に使われるというふうにお聞きをいたしました。この辺のドッキングですね。その辺はやはりこの交流というか、湯船地区とのそういうパッケージに関してのそういったよりいい商品に仕上げていくための、そういうドッキングができないものか。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

湯船地区のほんとに事業名が違うというのが1つの一番大きなところなんですけども、この地域力推進協議会のほうは茶業、お茶の関係の販路開拓っていう、和東町の基幹産業を育てていくっていう意味での販路開拓、それから商品づくりっていう予算で521万円計上しております。一方湯船のほうは、湯船地区でワールドマスターズゲームが開催されるということも見越しまして、そちらに向けた準備っていう意味合いがあります。

特に、そのお茶の関係でいきますと、やっぱり先にご説明を差し上げましたけども、そういう和東のお茶というのは高級な煎茶というので売ってるんですけども、やっぱりパッケージであったり、特に贈答品となるようなものというのは、なかなかできて

ないという、そういった課題を解決するための予算でありまして、それとあと販路開拓という形で、ちょっとこれまたつい最近決まった話なんですけども、京都市内にアンテナショップとまでいかないんですけども、アンテナコーナーというのがちょうど祇園の八坂神社の近くの四条通沿いのある店舗、お土産屋さんなんですけども、その一角で和東茶コーナーというのもつくっていただくことができたり、そういった形で町外での発信とか、そういったことも含めたトータルの予算として、今こちらお願いしております。

ですので、一応湯船地区とのこの事業内での連携というのは、できる部分もあるかもしれないですけど、一応そのお茶と湯船地区の特産品ということで分けて考えていただければというふうに思っております。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

わかりました。しかし、やはりこれからの取り組みでありますので、サポートが十分大事というふうにも思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

それと、返礼品の中でですが、活性化センターや雇用促進協議会では新商品というような形でも取り組んでおられます。この辺での商品開発はどのような状況なのか。ちょっと答弁願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

今ありました活性化センターにつきましては、やはり販売先を目指した中での独自ブランドというんでしょうか、タクアン、それからあられとかいったような形で事業化を展開するための努力はしておるところでございますけど、雇用促進協議会が開発

したものにつきましては、そういったものを使って企業さんを募集するという形でございます。現在もピクルスとかそういったものにつきましても、町内のお店屋さんにお問い合わせいたしまして、そういった商品はつくっておるんですけども、それを大量につくってそちらのほうに納品して行って、ふるさと納税の返礼品に返すというほどの量をつくっていない。言え、販売という形の中ではまだ成立しないというところでございますので、よろしくお問い合わせいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

その辺も一歩前進した中で、商品化ができるように。また、木工を使っての今すばらしい作品をつくっておられます。それも非常にこの前も千葉ですか、行かれまして、木工をすごく好評であったと。また、子供さんたちにも非常に受けているという、そういうふうなフェイスブックも出ておりました。

ですから、やはりその辺の商品開発もしっかりと取り組んでいただいて、返礼品になるような、そういう体制が大事やと思うんです。これ民間の力も、お茶も大事ですけども、返礼品をふやすという意味では、やっぱりほんとにせっかくこのふるさとチョイスをしていただく中で、返礼品が少ないですよ、お茶しかありませんよ、そういうのではやはりちょっといかがなものかなとも思いますので、その辺ちょっと急いでやっていただきたいと思います、いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

総務課のほうからもそういったものにつきましては、いろいろとご相談できないかというようなお話もいただいております。ただ、先ほど言いましたように、雇用促

進協議会の活動につきましては、その従業員さんを教育、資質向上という形でもございます。また、企業をつかって、その企業を育てるという経営者としてのセミナーとかもやっております。

また、もう一方ではそういった開発ですね。そういった販売できるような開発。地に即したようなものをつかって、それをつかっていただく会社さん、そういったところを一体的に考えながら、今雇用促進協議会、今まで事業をやっているところがございます。

おっしゃるように毎年毎年販売、今回この29年度でも、また3期目終わりますけれども、ターン年ごとにそういった商品は開発しながら、そういった起業家の方につくっていただけるようにというような形でも開発はしておりますけれども、そのつくっていただく方がなかなかお手を挙げていただけないというところもございます。

しかしながら、やはり雇用促進協議会といたしましては、やはりそういった形で地域の産業、和東町の産業の何かの1つになればということで動いてるわけでございますので、委員おっしゃったように、やはりそういったものを受けていただいて、つくっていただく方、その中でまた雇用を生んでいただくというような形で、総合的にどこからかあれですけども、こつこつと、というんでしょうか、進めていきたいというふうには思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

早く形になりますように、また頑張っていただきたいと思います。

次に、38ページでございますが、財産管理費、役務費の中の自動車損害保険料というのが出ております。これは、直接保険料にそぐわないかもわかりませんが、最近公用車でのやはり事故とか、年に1、2度あるわけですが、やはり公用車にドライブレコーダーをつけていくのが、これどこの自治体も今進めておられます。



そこで、本町ではどのようなになっているのか、ちょっとお聞きいたします。

○委員長（岡田泰正君）

総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

今、委員ご質問ございましたドライブレコーダーの公用車への装着でございますが、委員おっしゃるとおり各自治体でその普及が進んでおるといところでございます。職員の安全運転意識の向上、運転マナーの向上、交通事故発生時における自己責任の明確化が図れるということで、非常に有効な手段という認識を持っておるところでございます。

本町といたしましては、現在ドライブレコーダーを3台、試行的に総務課管理の公用車に設置しております。これは、昨年12月に設置させていただいたといところでございます。

今後、このいわゆる試行的に取り組んできたこのドライブレコーダーを全ての公用車に装着していくという方向で検討を進めてまいりたいと思っております。公用車の台数、現在47台といところでございますので、それなりの費用がかかってくるというように思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

わかりました。3台ということで、ゼロではなかったのによかったなと思うんですが、しかし、やはり最近は皆さん個人の車でもつけておられますので、公用車につきましても、やはり一遍にはいかないかもわかりませんが、頻度の多い車からつけていくという、そういう優先順位を決めていただきまして、当初予算にそれが出てくるか

など思っていたんですが、計上されておられませんので、やはり日ごろ職員の方の行動とか、そういうことも大事ですので、ここはしっかり取り組んでいただきたいと要望しておきます。

それから、その公共施設の耐震診断調査委託料というのが415万円計上されております。これはどこをされるのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

これにつきましては、12月の議会ででしたが、体験交流センターのほうの耐震の人を泊めるのにどうだということをお願いしておりましたので、早速予算化させていただきまして、耐震診断を実施したいということで計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

以前からも、やはりまだ公共の建物で、公共施設総合管理計画とか、そういうのもつくっておられますが、やはり築30年以上とか、そういった公共の建物がまだまだございます。以前にも出ておりましたが、この今回保育園につきましては、どのような今回、30年度ですね、見解をお持ちなのか、ちょっとお伺いをいたします。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

平成30年の当初予算ということで計上はしておりませんが、この前竹内委員にも

お話、12月ですか、させていただきましたように、まず保育園の預かっているゼロ歳児から2歳児の対応、これを例えば東保育園に移して、仮園舎として運営させるのか、また違う場所、例えば例で言いますと東和東小学校跡、そのあたりに乳児向けの仮園舎を建ててやるほうがいいのか。

また、現在の和東保育園の中で別途施設をそのままそれぞれの耐震補強、例えばひさしを撤去すれば、一定、幼児の保育室については耐震が確保できるということを聞いております。

その話もさせていただいたところですが、やはり費用対効果、仮園舎等になれば1年もしくは半年で、やはり建てては潰さないといけないというところもありますので、町長、副町長のほうから一定の事例、予算をもって検討するようというところで指示を受けているところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

和東保育園につきましては、非常に大がかりな工事をしないとできないと、調査もできないといった答弁もございました。

だけど、本当に子供たちのやっぱり安心、安全、預かるという、そういう体制の中ではやはり急いでここも何とか検討していただかないと大変なことになっては困りますので、ぜひともまた前進いたしますように、よろしく願いいたします。

それで、次は72ページでございますが、繰出金の中で下水道、簡易水道1億9,900万円計上されております。約2億円という繰り出しでございます。

今回、一般質問でもございましたが、やはり、水道・下水道のこれからの経営戦略につきまして、平成29年から平成38年の10年間というようなことでされておりますが、今年度の予算につきましては、これでもうまく回っていけるといいますか、今年度の予想、その辺は課長としてどのようにお持ちですか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

一般会計の繰出金のご質問でございますが、一般会計の繰出金につきましては、基本、起債の償還に充てるお金を見込んでおります。

この予算をいただくことで償還については何とかできるということでございます。

ただ、全体の経営についてはお互いの特別会計ともかなり厳しい状況にはありますので、今後いろいろな方策をとらなければならないというふうに考えております。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

和東町としまして、和東町簡易水道事業経営戦略というのを立てておられます。

その中で、人口規模の小さな自治体にとりましては経営が非常にこれからも厳しくなってくるということで、料金収入の見直しというところに給水人口及び使用水量の減少に伴い料金収入が減少していくことが想定されることから、現在進めている総合事業の完了予定の翌年度である平成32年度に25%の値上げとなる料金改定を検討するというふうにごうたっております。

これについて、一般質問もございましたがどのような計画か、もう一度答弁願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

料金収入、要するに水をつくる原価と、それから水を買っていただく単価の問題でございます。

要は、人口が減少することによって、水道の使用料が減るということで、かなり落ち込みが激しくなってます。

これは、当初の統合の計画の段階から見ますと、もう既に有収水量が下回っているというのが現実でございます。

その関係で料金の見直しをしていくということを先日の一般質問でお答え、答弁をさせていただいたところでございます。

これにつきましては、平成34年、平成35年あたりからピークになり出します。これは、平成27年からの統合事業にかかる据置期間が終わり起債の償還が始まるという時期になりますので、最大のところで1億4,000万円近い返済が行われるということになることから、厳しいのは平成34年以降6年間が一番今後10年では厳しいと想定しています。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

水道事業の耐用年数ですが、水道と下水道どのようになっていますか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

耐用年数につきましては60年という長い年月を想定されていまして、起債の変換につきましては事業債40年という期間を想定されてます。

ただ、一番問題なのは、今回、20年目にして改修せざるを得なくなった理由につきましては、基本、計装、電装関係でございます。

現実、一括管理、今なりましたけども、このシステムが20年後に今のままで使えるとかと言いますと、いろいろなものの進化がございます。

今回も以前のものと同じ、新しいシステムを合致させますといろんなところで不備が発生してると。

そういうこともありますので、施設自身については40年対応から50年対応というのはほぼ修繕をうまくやっていけば何とかなるんですけども、システムのほうについては今の現状、推測ではございますけども、15年から20年でやり直していくということが発生しますので、これについても今後15年後あたりになりますと、また、やりかえをやると、行わなきゃならないという時期が来るというふうに想定をしております。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

水道事業につきましては40年、下水道は25年というふうなことがここにも書かれております。

人口の減少とともに需要の減少が続くということで、サイクルが非常に難しくなってきます。

そういったところに耐用年数も来ます。老朽化もいたします。

そうすると、非常に厳しい財源で回っていかなければならないという、そういうことが想定されているわけでございます。

和束町の町債現在高を見ますと、一般会計、特別会計合わせまして、70億円ほどあると、そういった中で、これから、ここにも書いておりますが、こういった償還をしていくのかと。

ここに収支計画のうち、財源についての説明というのが有利な地方債の発行及び繰上償還を含めた借りかえを検討するというふうな今後のことも伺っております。

そこで、ちょっとお尋ねするんですが、以前、もう大分、10年ほど前になりますか、小さな自治体が学校を建てたり、また、いろんな施設を建てて、そのときの金利

が非常に高いと、5%以上であるということで、なかなか返したくても返せないというので、期限を設けて返済できるような措置を国でとられました。

そのときに借りかえができるというようなことであったわけですが、そのときに水道も下水道もその中に入って償還したというようなことがあるのかどうか。財政課長、どうですか、その辺。

○委員長（岡田泰正君）

地方創政担当課長。

○地方創政担当課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。

補償金免除の繰上償還ということで、平成19年度から平成21年度までに行われた国の施策でございまして、和束町も今の竹内委員のほうがおっしゃられましたように平成19年度の簡易水道ということと、平成20年度ということで水道事業につきましては補償金免除の繰上償還7%台、それから6%の高い利率の繰上償還をさせていただきました。

ただ、下水道につきましては該当しておりませんでしたので、水道のみということです。

一般会計につきましても小学校の建築ということで公営住宅とあわせて繰上償還をしたという実績がございます。

今後の有利な起債の発行をというお話でしたが、過疎対策事業債というのが普通交付税に後年度で70%の参入があるということで、できる限り有利な過疎、あるいは辺地対策事業を活用させていただきたいということで現在も進めておりますが、国につきましても非常に財源が厳しく、過疎のほうの割り戻しがされているような状況です。

平成29年度におきましても割り戻しされまして、一般の簡易水道事業債の摘要ということでお借りしないといけないということで、完全に2分の1が過疎対策事業債

の発行ができるかというのは確約できないということになっておりますが、町全体で簡水債だけではなくて町全体の財政を考えた中で有利な発行に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

今、答弁いただきましたが、どこの自治体も特に小規模な自治体ほど水道問題はこれから大きなネックというか、大きな問題になってきております。

そこで、私もちょっと調べてみたんですが、平成25年の決算審査意見書の中でも簡易水道、また下水道につきましてもですが、今後、未収金の回収と、それから料金改定を検討する必要があるというふうに、平成25年度監査でこういうふうに指摘を受けております。

その辺はよくわかるんですが、いずれにいたしましても、担当課長が今、大変な時期を迎えておりますが、基本料金をどうするのか、先日の答弁では25%上げざるを得ない、それでなければ民間委託するしかないというような、単発的な答弁でありました。

しかし、もっともっと、やはりこれも住民にわかるような、そういう施策をしていかないといけないと思うんですね。

それで、料金の基本的な料金をどうするのか、また、超過料金のところをどうするのか。平成23年度になっておりますが、その辺、どういうふうに情報公開をして積極的に見えるようにしていくのか。

それと、我が町にとっては高齢者のまちでもあります。現在でもやっぱり高齢者の方は水洗をしたけど大変やというような思いも持っていらっしゃいます。

その辺をもっともっと真剣に考えていただいて、担当課長として取り組んでいただく必要があろうかと思うんです。



その辺、担当課長、どのように考えてらっしゃいますか。

○委員長（岡田泰正君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

過日の答弁につきましては、確かに手法の一端を申し述べさせていただいたものでございます。

経営戦略ないしストックマネジメント等の作成を各特別会計において行っております。

まず、水道につきましてはですけども、水道につきましても、現時点では基準内の繰り入れでございます。基準内の繰り入れをいただく中で特別会計として運営している、その部分の残を使用者の使用料のほうから、受益者のほうから負担金でいただいているというところの最低のラインで言いますと、今おっしゃられましたように、25%値上げプラスアルファということになると思います。

それをできる限りの形で変えるという方向で言いますと、起債を平準化債をほとんど使ってないんですけども、これを使って、若干延ばす方法も1つあると思うんです。

一般会計からの基準外の繰り入れをいただけるのであれば、それも1つの方法にはなると思います。

ただ、どちらにしましても、和束町の財源の中で動くという話になりますので、そのあたりについては若干の考慮もしていただきたいというところもございます。

もう1点、料金の改定につきましてはですけども、うちの場合、13ミリで1,500円、消費税という話で動いて今現在の規定はされております。

これを25%値上げするとどうなるかという話になるんですけども、25%値上げしますと、税込みで約2,000円になるという算定はしております。

これも今、和束町につきましては基本料金が10立米というところの計算になって

おりますが、これを20立米、30立米という基本料金を上げた中で検討することも1つの方法だと考えてはおりますが、何分、一世帯の人口割の中で考えますと、2人から4人というのが今の和東町の世帯の人口でございます。その平均の使用料をできる限り上がらない方向の中でできる限り健全な運営ができるような方向性も今後検討していく必要があると思っております。

何分答弁させていただいた内容につきましては、一般の方策でございますので、いろんな方法等考えながら、この10年間を乗り越えたいというのが水道でございます。

下水につきましては、施設の建設当時の事業費の起債でございます。これにつきましても、私が一番懸念するのは、これから言えば老朽化でございます。

これに対しては、長寿命化対策という中で何なりの方法を考えていく中で、一日でも施設を長く使うということと、もう1つは地域内の現在未接続の方がつないでいただく中でなるべく使用料も上がる方向に持っていきたいと思っておりますが、1軒下水道をつなぐということになりますと、うちの試算でも約80万円強のお金がかかります。

岡本委員さんのほうからもご質問ございましたけれども、その負担がかなり大きいというところも現実ではございます。

そうは言うものの下水道法上でいいますと、3年以内での接続ということも義務づけられてる部分もございます。その辺も含めてこちらについては啓発をしながら、今の施設を一日でも長く使えることの方角を見出したいというように思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

本当にシミュレーションを、いろんなパターンのシミュレーションをしていただきたいと思います。

言葉だけで納得はなかなかできませんので、やはり、こうすればこうなる、基本をさわって超過するとこうなるというようなやはりシミュレーションが必要やと思います。

その辺をあわせまして、これからじっくりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、ホームページに出しておられます先ほど言いましたこれですが、非常に見にくいです。

よそ様のこういう経営戦略を見ますと、読みやすいんです。字が大きいんです。

だから、皆さんが見てもわかるような内容で、言葉ももう少しわかりやすい言葉で書いていただく。行政用語って非常に難しいです。

だから、皆さんに読んでいただいてもわかるなっていうような内容の、よその自治体はされてるんです。

だから、うちができないということはないと思いますので、その辺も合わせて要望しておきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、76ページ、委託料で和東町を生かした新産業創出事業委託料、これ大きな予算です。1,000万円ちょっと上がっております。これはどういった予算なんでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

これは、活性化センターの活動ということで委託するものでございます。

といいますのも、和東町活性化センターにつきましては特産品開発、また地方創政事業の中で和東町を生かした新産業創出ということで活性化センターが今、ハーブでありましたり、ケールでありましたり、また、そういったものを使っての新しい商品開発をするような事業を委託しております。

また、和東町のPRをしております。

今回、当初は地方創政事業ということで委託料支払いまして事業化させていただいた分、やはり単年では終わりませんので、継続して、やはりそういった形で1年1年積み上げていかないとなかなかそういったものもできません。

当初のほうではそういった商品開発というんですか、栽培物の開発なりをしていただきまして、和東町にハーブティーとか合わせてみたりとか、そういうふうな形のことも考えてもらいましたし、現在につきまして、その商品を販売する販売経路、そういったもの。それから、それを皆様に受け入れていただくような形の中の開発もさせていただいております。

一応、活性化センターの今後の運営の活動の中では、そういったハーブとかをつくらせていただく農家さんにそのノウハウをおろさせていただきまして、また、そういった形で新しい和東茶以外の農産物も開発したいというような形で和東町の新しい新産業に取り組んでいただくというような部分での委託でもありますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

わかりました。新産業ということで、非常に期待も大きいわけでございます。

今年度は一般会計から創出されまして、予算化をされました。ここを非常に期待するところでもあるわけです。

和東の新商品としてルーツですね、これが皆さんに行き渡るのか。例えば、ここで新しい肥料の開発とかもされてるんじゃないかと思うんですけど、その辺も含めまして、これがひとり歩きできるような体制、独立性の持てるような体制に持っていけないと意味がないと思うんです。

ですから、その辺、もう少し時間がかかるかもわかりませんが、その辺は課長とし

てどのように考えてらっしゃいますか。

○委員長（岡田泰正君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

活性化センターのほうで農作物をつくる以外、コープとか、そういったところへの農作物の販売とか、それから、ハーブを使ったあられというのは今回活性化センターが販売すると。

そのあられにつきましては、先ほど言いました、これは促進協議会のほうで検討したようなものを活性化センターのほうで受けて活性化センターで販売していくと。

ハーブとあられとのセットで箱物にして贈答品にしたりというような形でやっていくということでやっておりますので、おっしゃったように、やはりそういったもので成果出していただいて、実際にやはり一般財団活性化センター、和東町活性化センターですので、新たな町からの資本というんでしょうか、補助金としての部分、委託料としても入れますけども、やはり自分ところがやはりしっかりともうけていただくと。

ありましたように特産品開発で水菜、J A Sの有機水菜やっておりました。そういったものでも売り上げとしながら和東町からも委託料を入れながら、あわせて運営しておりますので、今後はそういった部分につきましてもしっかりと利益を上げていくような形でやってほしいというのは当然こちらからも申しているところでございますので、委員おっしゃったように、しっかりともうけていただいて、しっかりと住民の方、農家さんに技術を渡していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

やはり、独立できるような体制をしっかりと取り組んでいただきますように、これもお願いをしておきたいと思います。

それから、次 84 ページですが、委託料の中で広域観光推進業務委託料、これも大きな 970 万円という予算が計上されております。

これについて説明をお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

こちらのほうは、先ほどから話題にもなりましたが、農泊の推進ということで、こちらも活性化センターのほうにお願いして事業を進めようというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

8 番、竹内委員。

○8 番（竹内きみ代君）

そういたしましたら、宿泊型とあわせてというような形と考えていいのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

宿泊型とまた別の事業でありまして、宿泊型のほうはあくまでも自転車愛好家でありましたり、そういった外から人を呼んでくるという、一般の方を呼んでくるという事業で考えておりまして、こちらのほうは主に旅行会社のほうにお願いをしまして進めていこうというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

午前中もございましたが、今回の中学修学旅行生の受け入れにつきましては非常に受け入れる側として私も手を挙げておりまして、19日、20日、22日と研修がございます。

保健所からも来られます。そして、リーダーの方も来られます。

そういった中で、受ける側としてはしっかりと研修を受けさせていただいて臨んでいくということがございます。

また、農泊の発祥の地と言われております奈良県の明日香村、そこにも研修に行かせていただく予定であります。

こういったことをやはり課長としてしっかりと検証をしていただいて、その辺をまたしっかりと行っていただきたいと思えます。

予算につきましては、今回、これは250万円ですけれども、本当にこれが拡大されていくなれば、和東の住民の皆さんにとって、非常に大きな経済効果にもなっていくというふうに思うんです。

また、ひいては子どもたちが和東に来て将来ここに住んでみようかなって、そういうふうに思ってくれるような、また移住、定住の予備軍といいますか、そういった効果も私はあるんじゃないかというふうに期待を、その時分はどうかわかりませんが。

しかし、和東に興味を持ってもらう、これは大きな成果につながっていくと思いますが、課長、いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

農泊についてでございますけども、この農家民泊、こちらの進めるそもそもというのは農村部の再生ということで、やはり全国の先進地等を見ておりましたも、例えば修学旅行生を受け入れることによって80幾つのご高齢の方が1人で住まわれてる独居老人であったとしても、中学生であったり小学生であったり、そういった若い子どもたちを受け入れることによって自然と笑顔を取り戻して行かれるとか、住民そのものが元気になっていかれるという好事例という形で勉強させていただきました。

今、そういう観光事業を和東町として進める中で、やはり、一番住民のご理解を得ていくという1つとしまして、やはり経済効果を実感していただくというのも1つ、かなり大きな部分を占めるのではないかというふうに思っております、もし、この事業がなければ修学旅行の宿泊料金、これ体験料として住民に泊めていただいた住宅のほうに行くことになるんですけども、そういったものも当然発生しないわけですから、やはり、これをするによって経済効果というのも実感していただける1つになるのかなと。

いずれにしましても、何よりもやはり若い世代、子どもたちが田舎暮らしというか、高齢化率がすごく進んでる田舎に来ることによって地域が元気づくということが一番大きなことだと思っておりますので、ちょうど活性化センターずっとこれ続けておりました、ようやく軌道に乗り出しつつあるというところでもありますので、これを何とかずっと続けていって継続的に、それで少しずつでもいいですけども、これで事業として成り立っていく、ひいては活性化センターの1つの収益の柱にもなっていくぐらいの長い目線でこの事業を育てていきたいというふうに考えております。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

この民泊、農泊、民宿、これはやはり女性の力なんです。ご主人が受けますと言っても奥さんが反対すればこれできないんです。



ここは本当にしっかりと肝に据えてもらいたいといえますか、やはり女性の力で支えていらっしゃるという、そこは非常に大きな力になっていくと思います。

そういった意味で、和東に女性の方たくさんいらっしゃいますが、中には、本当にインバウンドのお客様を迎えるのに英会話を習おうって、そして、英会話教室に行きながら今、英語を習っていらっしゃいます。そういう主婦の方もおられます。

そして、世界から来ていただいて我が家に泊まっていただくという、そういう私は本当に女性の力はすごいなというふうに見させていただいております。

ですから、そこは事故のないように、全責任は課長が持つと、そういうぐらいの思いで取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後に国保の質問をちょっとさせていただきたいと思います。

国保会計の6ページでございますが、特別交付金、これ入のほうですが、ここに保険者努力支援金が163万円入っております。

これは、今回の新制度の中での努力支援ということでインセンティブという形の中で入金されたものやと思いますが、これが前倒し分の平成28年度の分というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

基本的には、そのとおりでございます。

保険者努力支援制度につきまして、平成30年度からの国保の都道府県化ということで、それにあわせて努力支援制度があるわけではございますが、前倒し実施分ということで平成28年度からある分でございます。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

これは、平成 28 年度から始まりまして、市町村国保が努力した分だけインセンティブとして返ってくると、そういう制度でございまして、この平成 30 年度からは非常に大きな加点があるというふう聞いております。

平成 28 年度に比べますと 3 倍の加点がつくというふうにも聞いております。

その辺で、課長はその辺どのように、これからしっかり平成 30 年度取り組んでいただきますと 3 倍の加点があるというふうにお聞きをしておりますが、その辺はいかがですか。

○ 委員長（岡田泰正君）

税住民課長。

○ 税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

保険者努力支援制度につきましては、平成 30 年度からが本格的にということでございます。

今回、和東町国保として保険税据え置きを判断をさせていただきました。

被保険者の方には現状どおりのご負担をいただくということなんですが、では、保険者としてそれだけかということ、そういうわけにはまいりません。

先日の竹内委員の一般質問にもございましたように、保険税が上がる上がらないということに大きな影響を与えるのが医療費ということでございます。

医療費、市町村単位で見ますと毎年上がったり下がったり、特に 1 人当たり医療費ということと言いますと、上がる年もあれば若干下がったりということはあるんですが、やっぱり 5 年とか 10 年のスパンで見ますと、確実に上がり続けております。

この傾向はまだまだ続くものと思います。

10 年ほど前、国民医療費については 33 兆円とか 34 兆円とかいうことがございましたが、今では 40 兆円を超えたりとかいうことで、年間、国全体でいきますと数

千億円ずつふえているという状況が続いております。

過去からのご質問の中に、法定外繰り入れというお話がございましたが、たとえ実施したとしても、この医療費の上昇傾向、この傾向が変わらない限り、たちまち国保財政、市町村だけじゃなくて都道府県も国もその財政は破綻してしまうのではないかとこのように考えております。

この医療費の上昇を何とかしない限りどんな政策を打っても焼け石に水というように思います。

そのため、保険者として、いわゆる保険者努力支援制度に載りますいろんな施策、例えば特定健診の受診率を上げる、保健指導の実施率を上げる、それによりまして疾病の予防の段階、あるいは初期の段階で早めの措置をすることによって、重症化してしまいますと、それだけ医療費がかかってしまいますので、高額な医療費を使うことを防ぐということで、そうしたことに力を入れてまいりたいというふうに考えております。

特に糖尿病性腎症の重症化予防、人工透析につきましてはかなり高額な医療費となる傾向がございますので、その辺もでございます。

また、そのほかに医療費通知の実施、これは年3回ぐらいですか、しております。

また、後発医薬品の勧奨、いわゆるジェネリックですね、その辺ちょっとまだ手をつけられていない状況でございます。近隣の状況も見ながら実施してまいりたいと思っております。

また、個人へのインセンティブの提供等々、保険者としてやるべきことはやるということで医療費の適正化に努めさせていただき、国民医療費の上昇を抑え、ひいては保険税、保険料が安定化するということにつながると思っておりますので、その取り組みを進めてまいりたい。

ただ、これは幾ら保険者だけが頑張っても、一生懸命やっても効果が出ない。被保険者の方が積極的にかかわりを持っていただかないとこの効果は出ないというふうに

思いますので、自身の健康を守ることが医療費の縮減につながるという意識を持っていただくということも大事でございますので、その辺ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内委員。

○8番（竹内きみ代君）

これで最後にいたしますが、被保険者の方が約1,500名余りいらっしゃるわけでございます。

その方たちに、やはり健康ということをしかりとPRしていただくというのが行政のお仕事でございますので、その辺をしかりとこれから取り組んでいただきまして、いい成果が出ますように、この1年しかりと頑張ってくださいと思います。

以上で終わります。

○委員長（岡田泰正君）

質疑を終結します。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番、岡本委員。

○6番（岡本正意君）

私は提案されております、議案第1号、第3号、第5号、第6号並びに第7号に反対する立場から討論をいたします。

まず、議案第1号、一般会計予算についてであります。

2018年度は、年金の削減、生活保護費の削減、介護保険の改悪、保険料の値上げ、後期高齢者医療制度での保険料値上げ、そして国民健康保険の都道府県化など、安倍政権による暮らしと社会保障の破壊が激しく襲いかかる年であり、その暴走政治

から地方自治体として住民の暮らしや福祉をどう守るかが大変問われる予算であります。

また、懸案であった府道宇治木屋線のトンネル化の事業化や、地方創生等のかけ声の中で進められつつある観光のあり方など、今後のまちづくりの方向性がどうあるべきか、何が大切かも問われる中での予算だと考えております。

その意味では、今回の予算で子どもの医療費無料制度の18歳までの拡充や、小中学生の給食費と修学旅行費の無償化が予算化されたことは、子育て支援にとって極めて大きな前進であり、これまで繰り返し実現を求めてきたものとしても大変喜ばしいことであり、高く評価したいと思います。

今回の充実が、少子化の緩和、若い世代の定住、人口増に少しでも貢献となることを望むとともに、教育費の無償化の財源の半分が1年限りの府の交付金とお聞きしておりますが、恒常的な支援が行われるよう要請いただくとともに、議員の立場からも今度とも要望していきたいと考えております。

その一方で、予算全体として、どうしても取り組むべきこと、または残念ながら取り組めていただけてないことが多くあり、その問題について何点か指摘し、かつ改善と充実を求め、討論にかえさせていただきます。

第一に、住民の暮らしと社会保障を支え、守るという点で、来年度に向けて、相次いで見直し、改定が行われた国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度への対応が極めて不十分であり、中でもとりわけ高齢者に対して厳しい負担を強いることになっていることです。

国保では、今でも高すぎる保険税を引き下げる条件が大きくあったにもかかわらず、税率を据え置き、引き続き重い負担を強いておられます。

介護保険では保険料の値上げが行われ、後期医療でも昨年からの安倍政権による軽減措置の廃止により保険料値上げが続いております。

国保は和東では加入率が高く、本算定どおり引き下げが実施されれば大きな軽減効

果が期待されました。

介護や後期医療での保険料値上げは年金収入のカットにつながり、高齢者の懐をますます冷やし、地域での消費減など地域経済への悪影響にもつながります。

それらを防ぐ上でも、一般会計が果たす役割は大変重要であり、各会計への繰り入れの実施等による支援強化がどうしても必要だったと考えます。

第二に、暮らしを支援する手だてが打ち切れていない点であります。

3年前に値上げされたし尿くみ取り手数料の軽減やごみ袋代の軽減、紙オムツ代補助の対象拡充やシルバー人材センターの開設、アルバイト賃金の引き続く賃上げなど、可能な手だてはまだ多く残されており、今後の補正等での反映や具体化を求めたいと思います。

第三に、より便利な公共交通の検討、構築の取り組みが極めておこなわれている点です。

特に長年の懸案であるコミュニティバスなど、よりきめ細かな交通体系の整備の見通しがいまだに示されておらず、来年度中での具体化のめども立っておりません。

さまざまな課題があることは理解できますが、余りにも検討が滞っており、また住民の協力が必要であることは明らかではありますが、行政からの何らかの情報提供や提案がなければ住民の中での議論も進みません。

最低でもこれまでの検討状況を公開し、住民の中での議論も進めながら具体化への歩みを早めるべきと考えます。

路線バスの日常的な利用促進を図る上では、職員の通勤利用の促進など、役場を挙げての取り組みや、利用の主力である高校生の定期代補助の早期の拡充を急ぐことを改めて求めたいと思います。

第四に、子育て支援の充実では、先ほど触れましたように、経済的負担の軽減について大きな前進となりますが、学童保育料や、また保育料のさらなる軽減など残された課題に対し、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

同時に重要なのは、安心して働ける環境、条件の充実であり、保育園、学童保育で

の時間延長が急がれます。

また、病児・病後児保育などの検討も重要です。これは、今後、トンネル開通後のまちづくりを見通しても重要な課題と思われまますので、予定されている次期の子ども・子育て支援計画の検討にぜひ反映いただきたいと考えております。

第五に、住宅の整備、確保の取り組みについてですが、一番の問題は、町として住宅整備に責任を果たす姿勢が弱いと思われる点です。

この間、定住対策を進める上で、住宅の確保が重要だという認識は強まり広がったと感じておりますが、それにふさわしい方向にはいまだなっておりません。

現在、町は空家の利活用を軸とし、来年度から空き家バンクの創設や改修費用の補助をスタートさせようとしており、特区指定のあるなしで同じ町内で補助に差をつけるのは適切ではない問題もありますが、これはこれで大事な対策とは考えております。

しかし、私有財産である空き家に頼るのは限界もあり、やはり町営住宅の整備を一方の軸にすべきではないかと思えます。

町長は民間主導によるPFI方式による住宅整備をよく口にされておりますが、この方式は既にさまざまな問題点や失敗例も指摘されており、慎重な扱いが求められますし、基本的に行政として責任を持った住宅整備と確保が極めて大切だと考えております。

最後に、第六に、観光の取り組みについてですが、本町の観光振興では二つの問題点を感じております。

1つは、丁寧な住民的議論や合意形成が十分でないこと。二つは、実力に見合った着実な取り組み、または丁寧な検討を根拠にした施策展開という点での不十分さです。

星野リゾートとの協定締結は、住民への情報提供も、議会での公式な提案や議論も全くないまま突如行われ、その後においても、今回、この後、行われるようでありますけども、十分な経過報告や説明がございません。

景観条例の制定につきましても、来年度中の条例制定を目指すとの町長の意向が示

され、予算審議でも少し議論がございましたが、条例案のような内容についての具体的なものはまだ何も示されておりません。

このような状況を、私は極めて遺憾に思いますし、早急にしっかりとした情報提供や説明の機会を持っていただきたいと思います。

また、民泊による修学旅行生の受け入れが、まだ十分に受け入れ体制が整っていない中での見切り発車的な取り組みであったり、約500万円近い予算を組みながら、具体的な目的や使途が明確でない事業があるなど、実力に見合わない、またある意味思いつきのような施策展開とも思える状況は健全な事業とは言えません。

この分野の事業は本町にとりましては新しい挑戦となるもので、現場では試行錯誤の中でご苦労いただいていることは理解できます。

それだけに、今、行政に必要なことは、住民的議論の活性化や合意形成に丁寧に取り組むことと思いますし、そうであってこそ恒常的、継続可能な事業として発展していけることと確信いたします。

以上、今回については6点について意見を述べ、一般会計予算案に対する反対討論といたします。

次に、議案第3号、国保会計についてであります。今回の予算は、来年度からの国保運営の都道府県化に伴い、予算の内容も大きく変更されております。

今回の予算の最大の問題は、被保険者を苦しめている高すぎる国保税を現行制度よりも引き下げられる条件があるにもかかわらず、税率を据え置き、引き下げに背を向けている点であります。

府が公表した本算定に基づく税率を採用されれば、平均として約8%程度の引き下げとなり、世帯によっては年間4万円から5万円程度の引き下げ効果が見込まれました。

今回、制度運営を市町村とともに担うことになった京都府が先日発行された府民だよりでの解説記事でも、「国庫負担の拡充で負担軽減。1人平均5,200円の引き



下げ効果」と広報され、都道府県化によって4月から国保税が軽減されると宣伝されました。

しかし、残念ながら少なくとも和東町ではこの広報は「誤報」であり、悪く言えばうその広報となります。

町長は以前、小さな町では国保運営は無理、都道府県化すれば財政が安定し、そうならば引き下げもできると答弁されておりましたが、実際に都道府県化しても財政は不安定なままで、引き下げ可能な算定が出てもし引き下げはできず、近い将来には引き上げざるを得ないのが本当であることがいみじくも明らかになりました。

それが、京都府や政府が一体になって進めてきた国保の広域化の実態であるということではないかと思います。

都道府県化の真の狙いは、被保険者の立場に立った、社会保障制度としての国保を充実させることではなく、自治体の国保財政への繰り入れをなくし、さらに税負担をふやし、安心して医療を受けられる環境を大きく後退させることにあります。

先ほど国保の議論の中で、保険者支援制度というものが議論されておりましたけれども、これは医療費の増加というものを全て被保険者の責任に置きかえるような大変不適切な議論だというふうに聞いておりました。

そもそも国保の財政の破綻の大きな原因は、以前50%ほどあった国庫負担を20%台にまで引き下げてきた歴代の自民政権の施策にあることは明らかであります。

今回、本算定で引き下げの可能性が出たにもかかわらず、それができなかった大きな背景には、結局は今後、医療費は上げざるを得ない、保険税は上がらざるを得ないといったこの制度の大きな矛盾があるのではないかと思います。

そこに目をつむって、単に被保険者に対して医療費を減らすように啓発をしたところで、根本的な解決にはならない。

先ほどの課長の答弁は、これまでの答弁に比べても大変楽観的で無責任な答弁だというふうに聞いておりました。

今、被保険者が本当に高い保険税に苦しんでいることにしっかりと目を向けて、少しでも引き下げられる、そういう条件が生まれたのであればそれを反映することこそ、今度の国保財政、国保予算に求められた問題だというふうに思います。

安心できる国保制度を求める国民の声に押されて、一方で知事会などの地方団体も国の財政負担の充実や子どもの医療費助成に対するペナルティーの全廃、子供の均等割の軽減など、国保が抱える構造的課題の解決を求める声も存在しております。

町は住民の命と健康を守る役割を果たすべき自治体として、その立場からの国保の改善に努力されることを強く求めて、反対討論といたします。

次に、議案第5号、下水道会計についてであります。

下水道事業につきましては、事業の趣旨や環境面における効果などは理解できますが、その事業の普及や推進に伴う住民負担の軽減が必要不可欠であり、一貫してその点での改善を求めておりますが、今回の予算においても全く反映しておりません。

来年度におきましては、一般会計の事業の中で、移住者向けの空き家改修に対する補助制度がスタートをいたしますけれども、現在の住民に対しては何の支援もないという、新しい意味での不公平、矛盾が生まれることとなります。

このような状況を脱却するためにも、早期に一般対策としての補助制度を創設されることを改めて要望し、反対討論といたします。

次に、議案第6号、介護保険会計についてであります。今回の予算は、3年に一度の制度改定を受けてのもので、保険料の改定が行われます。

保険料は今回の改定でさらに値上げとなり、基準額でついに6,000円を越える事態であります。

年金天引きの方はますます手取りの年金が減り、窓口払いの方はますます払いきくい状況が拡大することになってまいります。

この矛盾の根本は国や府の財政支援の貧弱さにありますけれども、保険者として町にもできる手だてはあり、今回の値上げは少なくとも防げたと考えます。

高齢者の負担は既に限界であり、今後、保険者として責任を持って保険料引き下げや独自の減免制度の創設などに取り組まれることを要望し、反対討論といたします。

最後に、議案第7号、後期高齢者医療会計についてであります。昨年度からの保険料軽減措置の廃止も含め、今回の予算におきましても保険料の値上げが行われております。

制度開始時に危惧されておりました果てしない保険料値上げの流れが始まっており、ますますこの制度の矛盾が拡大しております。

そもそもこの制度は、年齢によって医療を差別する憲法違反の制度であり、直ちに廃止すべきものです。

町としての独自の軽減策の検討や実施を求めるとともに、一日も早いこの制度の廃止を強く求め、反対討論といたします。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

8番、竹内委員。賛成ですか。

○8番（竹内きみ代君）

賛成です。

平成30年度和東町一般会計当初予算について、賛成の立場から討論いたします。

人口減少や少子高齢化などの構造的課題に対処するため、自主性・主体性なまちづくりが求められています。

そうした中、平成30年度一般会計の予算額は、30億8,200万円、対前年度2.1%の増加となっており、財政調整基金等の繰入金を駆使された中で、住民の暮らしを最優先しながら、多分野にわたり新たな施策を盛り込み、和東町第4次総合計画後期基本計画の将来像である「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和東」の実現に向かってまちづくりを推進される予算編成となっております。

その中でも、少子化対策として、平成30年度から医療費の無料化を18歳までに拡充されますとともに、小中学校の給食費並びに修学旅行費の無料化、また教育環境の改善等、和東を担う次世代の人づくりに重点的に予算が配分されています。

また、消防組織法施行70周年を迎え、本町においても常備消防・非常備消防に加えて、自主防災組織の編成に向け予算計上され、消防力を強化する内容となっています。

そして、自然災害への対応や安心して暮らせるまちづくりに向けては、災害時用マンホールトイレ整備事業の着手、全国瞬時警報システムの機器更新事業や地域防災計画の見直し等、防災力を強化されています。

また、茶の産地である和東のブランドをさらに高めるため、茶業のイノベーション創造事業や、広域観光等による交流人口の拡大、多様な働き方を推進するスマートワーク・イン・レジデンス事業の本格実施、そして町内全域にわたる空き家改修助成事業の拡充等、移住・定住へとつなげていくことで、地方創生を深化させていく予算となっています。

日本遺産に認定された茶畑景観による茶業振興が、農村民泊の受け入れの促進と地域に根差した、地域住民主体によるまちづくりへと変革しようとしています。

本年は明治150年を迎え、新しい歴史へと移り変わる節目のとき、和東町にとりましても犬打峠トンネル化の完成を見据えたまちづくりに向けて、大きく歩み出されることを願い、一般会計に対する私の賛成討論といたします。

議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上委員。賛成ですか、反対ですか。

○5番（井上武津男君）

賛成です。

それでは、私は議案第3号 平成30年度和東町国民健康保険特別会計予算について

て、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、昭和33年の制度施行以来約60年、農業などの自営の方や他の医療保険に加入できない方々が安心して医療を受けていただくため、なくてはならない大事な制度、国民皆保険制度の最後のとりでとしての役割を果たしてきました。

しかしながら、近年、高齢化の進展や就業構造の変化等に伴い、被保険者の年齢階層が高くなるにつれて、医療費の増大と保険税の減収といった状況が続き、市町村国保の財政運営は年々厳しさを増しています。

このような状況の抜本的な改革のため、財政運営を都道府県が担うという広域化がいよいよ本年4月から始まります。

被保険者の最大の関心事は、広域化によって保険税がどうなるかということですが、本算定では若干マイナスのところ、据え置くという判断を下されました。

その理由として、医療費が年々増加傾向にあり、激変緩和措置が終了した後の保険税増が予想され、急激な増額を抑え、緩やかな上昇となるような措置であるとのことでした。

被保険者にとっては少々残念ではありますが、国保財政の安定運営と被保険者負担の急増を抑止するための方策であり、それよりも医療費の適正化に向けた取り組みを進めることにより医療費の上昇を抑える取り組みが肝要であると考えます。

平成30年度の当初予算はこうした取り組みを積極的に進める予算編成となっています。

こうしたことから、今後においても地域住民が安心して医療を受け、健康増進に貢献されることを期待して、私の賛成討論といたします。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

4番、吉田委員。賛成ですか、反対ですか。

○4番（吉田哲也君）

賛成です。

平成30年度和東町下水道事業特別会計予算について、賛成の立場から賛成討論を行います。

下水道整備は国民共通の社会インフラとなり、水環境の改善と生活衛生の向上に大きく貢献をしています。

同様、和東町における下水道事業は、安全で快適な生活環境を改善するとともに、公共用水域の水質を保全するための重要な基盤施設であります。

和東町では、これまで積極的に下水道の整備を進めてきておられ、平成24年度の計画区域における整備を完了し、接続率も年々向上しています。

しかしながら、整備地区全ての住宅等が下水道に接続されているわけではなく、まだまだ啓発活動が必要と受けとめています。

和東町では、景観を生かしたまちづくり、さらに、この景観を観光産業へとつなげようと、本年1月には宿泊事業者との協定を締結するなど、和東町の地域資源活用にも取り組んでいます。

環境施策に取り組む自治体として、環境に資する水環境創出を効率的かつ効果的な浄化施設管理の運営にさらに努めていただきたいと思います。

今回、提案されました予算は、そのほとんどが維持管理事業になっていますが、住民が安心し、快適な住環境整備には欠くことのできない事業であり、平成30年度和東町下水道事業特別会計は適正に編成され、提案されていることから、賛成するものであります。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

ほかにありませんか。

2番、藤井委員。賛成ですか、反対ですか。

○2番（藤井清隆君）

賛成です。

私は、議案第6号 平成30年度和東町介護保険特別会計について、賛成討論をいたします。

和東町においては、65歳以上の高齢者が平成30年3月1日現在1,739人、高齢化率43.0%で、昨年同時期に比べ24人、高齢化率では1.7%の増となっている状況であります。

要介護等の認定者につきましても、高齢化率と同様に1月末ではありますが、前年度同期に比べまして11人増の339人、3.4%の増となっております。

また、介護保険における給付費につきましては、認定者の増加の影響もあり、平成29年度見込みでは、在宅サービスにかかる費用が前年度より約18%増と大幅にふえる見込みであると聞いており、団塊の世代と呼ばれている世代が70歳を超えてきており、今後も介護給付費は少しずつ上昇していくと考えているところであります。

このような和東町での状況を踏まえた、平成30年度和東町介護保険特別会計予算保険事業勘定では、保険給付費の伸びを7.1%見込んだ総額6億1,130万円が計上されております。

支出では、居宅でのサービス利用を重点に置きながら、これまでのサービスを継続する方向を示すとともに、介護予防の事業につきましても、町内の社会福祉法人の協力をいただきながら、生活支援サービス事業などを実施する内容となっております。

また、地域包括支援センターにおいても、介護相談サービスを充実させるために新たに専門職員を雇用する予算も計上されるなど予算措置が講じられており、介護が必要になっても、住みなれた地域で安心して住み続けることができるようなサービスに必要な予算が計上されているということから、私は平成30年度和東町介護保険特別会計予算に賛成するものであります。

議員各位の賛同を期待いたしまして、私の賛成討論といたします。よろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

ほかにございせんか。

3番、村山委員。

○3番（村山一彦君）

私は、議案第7号 平成30年度和束町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、超高齢化社会を展望した新たな医療制度体系の実現を目指すものとして平成20年度に創設され、10年が経過しようとしています。

制度発足当初は、名称や保険料を年金から天引きすることへの抵抗などから全国的に大きな混乱がありましたが、その後、それらの批判に応える形で保険料の軽減措置や口座振替選択制の導入など一定の措置が講じられ、被保険者への一定の配慮がなされてきました。

このような状況の中、年々増大する医療費に対応していかなければならない状況ではありますが、本町におきましては、ジェネリック医薬品希望カードを利用し、医療費の適正化にも取り組まれるとともに、人間ドックや健診事業も積極的に実施されております。

こうした取り組みを継続して実施することで、後期高齢者の健康管理に役立つことを期待し、私の賛成討論といたします。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

ほかにありますか。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第1号 平成30年度和束町一般会計予算は、原案のとおり決定することに賛



成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第1号 平成30年度和東町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第2号 平成30年度和東町湯船財産区特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第2号 平成30年度和東町湯船財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成30年度和東町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第3号 平成30年度和東町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成30年度和東町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第4号 平成30年度和東町簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成30年度和東町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第5号 平成30年度和東町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成30年度和東町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第6号 平成30年度和東町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

議案第7号 平成30年度和東町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第7号 平成30年度和東町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審議は全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成については、委員長に一任いただきますようお願いいたします。

これもちまして、予算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る3月26日午前9時30分より定例会が本議場で開催されますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後 4時34分 閉会

平成 30 年 3 月 30 日

予算特別委員会委員長 岡田 泰正